

第九十八回国会 大蔵委員会 議 録 第 九 号

昭和五十八年三月十六日(水曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 大原 一三君 理事 中西 啓介君
理事 中村正三郎君 理事 伊藤 茂君
理事 野口 幸一君 理事 島居 一雄君
理事 米沢 隆君
理事 麻生 太郎君 理事 木村武千代君
理事 熊川 次男君 理事 小泉純一郎君
理事 椎名 素夫君 理事 塩川正十郎君
理事 平沼 赳夫君 理事 藤井 勝志君
理事 森 喜朗君 理事 森田 一君
理事 山崎武三郎君 理事 与謝野 馨君
理事 阿部 助哉君 理事 上田 卓三君
理事 戸田 菊雄君 理事 堀 昌雄君
理事 武藤 山治君 理事 柴田 弘君
理事 玉置 一弥君 理事 正森 成二君
理事 養輪 幸代君 理事 小杉 隆君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 塚原 俊平君
大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官 高倉 建君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君
大蔵省証券局長 水野 繁君
大蔵省銀行局長 宮本 保孝君
大蔵省國際金融 局長 大場 智満君
大蔵省國際金融 局次長 長岡 聰夫君
国税庁長官 福田 幸弘君
国税庁直税部長 角 農一郎君

委員外の出席者

厚生省公衆衛生 局長 松田 明君
局結核難病課長
通商産業省産業 政策局企業行動 課長 藤原武平太君
中小企業庁計画 部長 庄野 敏臣君
中小企業庁課長
部金融課長
中小企業庁計画 部長 桑原 茂樹君
部振興課長
日本専売公社総 裁 長岡 實君
日本専売公社総 務理事 岡島 和男君
大蔵委員会調査 室長 大内 宏君

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

○森委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。玉置一弥君。

○玉置委員 大変早朝からでございますが、まだ頭も余り覚めていないので、ぼつぼつとやっていたいと思います。

特に、最近逆オйлショックという言葉が聞かれます。それだけでなくも発展途上国、特に先進に近い発展途上国、それぞれの国の経済の状況が大変よろしくないというところで、昨年も大変な危機感が流れておりましたけれども、特にことしになつてから、具体的に支払いの繰り延べとかいろいろ問題が提起をされるようになりました。日本の場合でも、いまはまだ商社の段階でございますけれども、イランあたりから支払いの繰り延べというふうな話が出ておりました。昨年、国際金融の流通の中で大体六千億ドルから七千億ドルの間くらいがそういう地域を中心にして出回つていて、そしてそのうち焦げつききょうな、危険のありそうなのが二千数百億ドルというふうなお話がございます。

先日、三月十日の朝日新聞でございましてけれども、「大蔵省は九日、海外融資の有税貸し倒れ引当金制度の設置を銀行業界に通告したのに続いて、元本回収の可能性がない海外融資については無税の引き当てができるよう、現在の基準を改正することを検討し始めた。」というような新聞報道がございます。国税庁の方は、これに続いて、これまでなかったカントリーリスクの基準を加えて、無税というところで五十九年度以降の改定を予定をしているという報道があるわけです。

(委員長退席、中村(正三郎)委員長代理着席)

私たちがまず知りたいのは、いまの国際金融が本当にどの程度行き詰まってきたのかというところが一つ、それから、その影響を日本の商社

なり銀行がどういうふうを受けて、危険度がどのくらいのものかということについて知りたいわけでございます。その辺について、まずお答えをいただきたいと思ひます。大枠ですね、いまだどうなつていっているという状態です。

○大場政府委員 お答えいたします。

いま先生御指摘のとおり状況が開発途上国に対して見られるわけでございます。ただ、私どもは、心配はしておりますけれども、国際金融資本市場を巻き込んだような大きな問題にはなるまいということでは対応しております。

御承知のように、国際金融不安というものは、借り続けられるかという不安と、貸し続けられるかという不安の二つから成り立っていると思ひます。借り続けられるかという債務国の問題、これは御指摘のように、今回の石油価格の下落によりまして、メキシコとかあるいはペネズエラとか、ある程度の困難が加わることは事実でございますけれども、IMFの指導のもとに何とか乗り切つていけるのではないだろうか。それから、貸し続けられるかという不安ですけれども、今回の石油価格の下落によりまして、ユーロ市場全体としては七千億ドル前後の規模でこれは伸びていくのではないかと、したがって、量的にも貸し続ける方の問題は少ないのではないかと。しかしながら、個々の国の問題、これは、私どもとしても十分考えておかなければいけないと思ひます。

ただ、個々の国の問題と申しますのが、あるいは一部の国は支払い能力に問題がある、ソルベンシーに問題があると言つておりますけれども、それ以外の国は流動性に問題がある国である、リクイディティーの問題、つまり金さえつければやつていける国。この二つに分けられると思ひますけれども、前者の支払い能力の問題があるというところは、相手が国であるだけに、私どももなかなか

か軽々に言えない。したがって、私は、どちらかといえますれば流動性の問題ということで対応していく方がよろしいのではないかと、こんな感じでおります。全体として、特別大きな問題にはならないというふうに見ております。

○玉置委員 では、日本の金融機関、特に銀行あたりがそういう国々に貸し付けている全容はわかりますか。

○大場政府委員 昨年の六月末で見まして、日本の銀行の貸し付け、これは円建て、ドル建てを合わせた一年超の貸し付けでございますけれども、約五百五十億ドルに達しております。もちろんこれは、日本の銀行と申しまして、大部分がロンドンの支店からの貸し付けになっております。それから、同じ時期で見まして、短期の貸し付けが約三百七十億ドルに達しております。

○玉置委員 そのうち、ことし十二月末に決済期限が来るものが幾らで、繰り延べあるいは回収不能と見受けられる予測はどのくらいですか。

○大場政府委員 最近時点で見まして、金利の遅延とかあるいはリスケジュール、リファイナンスということはありますけれども、支払い能力に問題がある、つまり、とれない可能性があるという国は、私どもはないと見ております。

ですけれども、かなりの国が金利の支払い遅延、たとえばメキシコ、ブラジルのように、期限が来ましてはそれすべてリスケジュール、支払い期限を先に延ばしてくれとか、あるいはリファイナンス、新たにまた貸し付けた形にするわけですから、そういう形で対応が迫られる例がふえていることは事実でございます。中南米を中心にしまして、多くの国がそういうふうにはなっておりますけれども、全体としての金額はそれほど大きくはございません。

○玉置委員 それほどというのは、具体的に金額でどれくらいなんですか。

○大場政府委員 メキシコ一カ国で百億ドルぐらいの貸し付けがございます、ブラジルも七十億ドルぐらいあります。ですから、この二カ国が断

然多いわけでございます。したがって、二、三百億ドルぐらいはそういうリスケジュールとか金利の遅延が生じている国の日本の銀行の債権の全体ということかなと思っております。

(中村(正三郎)委員長代理退席、中西(啓)委員長代理着席)

○玉置委員 IMFでは、これらに対応するために、手持ちの金を売却したり、いろいろな資金手当てをいま考えているということでもございますし、また先進諸国が寄つて、IMFの基金の増強をやるというような話もあるというふう聞いておりますけれども、具体的には、いつごろそういう動きが始まるのですか。

○大場政府委員 まず、御質問の第一点でございますが、IMFが金を売るといふ問題でございますが、これは、いまIMFにはその考え方は全くないようでございます。私どもも、そういうことを要請していません。

それから第二に、IMFの資金基盤の強化ということにつきましては、いま二つのことが大体決まっております。

一つは、これは大蔵大臣がおやりいただいたこととでございますけれども、GABといいますが、一般取り決めのうちのGABといいますが、これはIMFがかなり大量の貸し付けをする場合に資金が不足するものですから、その資金不足を先進十カ国、今回はスイスが入りまして先進十一カ国になります。それがバックアップしてやる、こういうシステムでございますが、このGABについて各国間の分担がすでに決まっております。アメリカが二五%、日本はその半分の一二・五%、こういうようなことなわけですけれども、全体のシェアが決まっております。総額として百七十億SDRの規模で、これはIMFの資金基盤の強化に役に立っているというふうに見ております。これが第一でございます。

それから第二は、IMFの増資の問題でございます。これも先般のIMFの暫定委員会でもとまりまして、現在六百十億SDRが資金規模でござ

いますけれども、これが約五割増資されて七、八百億SDRになるということでございます。これは今月中に各国の賛成あるいは反対の投票に付することになっております。

(中西(啓)委員長代理退席、大原(一)委員長代理着席)

したがいまして、IMFの資金基盤はかなり強化されつつあるというふうには私共は考えております。あとは、速やかにこういった増資なりGABの増額が動き得るような体制に持っていくということが肝要かと思っております。

○玉置委員 状況はわかりましたけれども、まだ、これからかなりの金融不安というものは続くわけですね。

今回、有税で貸倒引当金の割り増しというが、普通は千分の三とかだと思っておりますけれども、それ以上に積むということもございしますが、有税でというものは、いままもなく流動性が若干安定してしまつていくというか、こういうときには銀行の収益がかなり厳しくなつてきているのではないかと、資金需要も余り芳しくない、そういうようなときに有税償還で積むということ、赤字でもないじゃないかというところになるわけですが、逆にも、逆に、その程度しか積めないということになりますと、何かあつたときに大変な問題が出てくるのではないかと。

先日、新聞報道によりますと、一社で二百五十億とか大変な金額を抱えているところもあるわけでございます。そういう面から考えますと、いま現在準備段階において少なくとも半額無税とか全額無税とある一定額までは無税とか、そういう措置をとらなければ、いわゆる経営体質に響いてくるのではないかと、これが一つ。

それから、有事の際に、これは余り考えたいではないことなわけですけれども、それだけではとても資金手当てが足りないということ、ある程度国としても対応していかなければいけないのではないかと。やはり外交上の問題がありまして、融資をいままでは逆にこちらが進んでやつてきた。と

ころが、逆転すると逃げ始めるわけですから、しかし、ある程度おつき合いということをやっている場合もあるわけです。そういうことを考えると、有事の際にはやはり思い切った措置が必要ではないかと思ひます。

先ほどの新聞報道のお話ですと、五十九年度からというお話がございました。五十九年度でも、五十八年くらいからばつぱつという体制をとつておかないと、ちよつと何か大変な事態が出るのではないかと、そういう気がするわけですが、それについてはいかがですか。

(大原(一)委員長代理退席、委員長着席)

○梅澤政府委員 御質問の、特定の海外債権の貸し倒れに備へまして引き当てる場合に、課税所得の計算上損金に扱ふかどうかという問題になるかと思ひますが、御承知のとおり、いま金融保険業にございましては、一般的に貸倒引当金というものがございまして、これで法定の概算繰入率で損金に算入し、それで引き当てるわけでございます。いま問題になつておられますこの海外の特定債権について、現行の貸倒引当金で対処できるかどうかという一つの問題がございします。そういう検討もしてみなければなりません。

それから、あくまで特定の海外債権ということになりますと、通常の考え方としてはそういう概算の、これはあくまで課税所得の計算上の話で申し上げておるわけでございますけれども、これは実際の貸し倒れが起りましたときには、債権償却で課税所得上も当然のこととして損金に扱われるわけでございますので、一般的に、そういう特定の海外債権につきまして、概算の引当金というものを税法上認めるかどうかということにつきましては、現段階では、具体的にそういう方向で対処すべきものと私どもは考えておりませんが、いろいろ問題にもなつておられますし、海外諸国でもいろいろな取り扱いをやつておられるようでございますので、今後の勉強の課題の一つとして考えておくということでございます。

○大場政府委員 先生お尋ねの有事の際という問

題ですが、相手が国である場合には、非常にむずかしい問題が出るだろうと思います。国というのは存続し続けているわけですから、なかなか会社の場合と同じように扱いかねるという問題があるかと思ひます。

ですから、先ほどもちよつと申し上げましたが、支払い能力に問題がある国もないわけではなく、支払い能力に問題がある国も、おまえの国は支払い能力に問題があるとか、おまえの国あての債権は回収できないとか、そういうことはなかなかむずかしいだろうと思ひます。ヨーロッパでは、支払い能力に問題のある国は償却の対象だ、流動性に問題のある国は引当金で対応していくという考え方はあるのですけれども、支払い能力に問題のある国とこのをきわめて限って、しかも、相手国にわからないように処理しているという状況かと思ひます。ですから私も、流動性の問題としてできるだけ対応していきたいというふうに考えているわけでございます。

○玉置委員 時間の都合もございまして、早く大臣に聞かないと向こうに行つてしまひますから、違つた話に移ります。

いまのお話でございますけれども、国と国との話で、国が減びると言うことと変でだけれども、支払い不能になるということは非常にその判断がむずかしいということで、たとえばイラン石化の問題でも、ずるずる来ているわけですね。そういう面から見て、やはりある程度見切りをつけた段階で国が肩がわりをするということも考えていかなければ、逆に民間の金融機関なりあるいは商社、そういう面で大変な負担をかけるということになつて、いまでもしり込みを始めているところはかなりありますけれども、これからの日本としての対応が非常にむずかしくなるかと思うのですけれども、その辺について大臣、一言だけ、もしお考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○竹下國務大臣 いわゆるカントリーリスクの問題です。

いままで、あるいは投資保険でございますとかそういうこと、あるいは輸銀の保証でございますとか、そういう問題がありました。そういう事態ではなく、カントリーリスクの問題がもつと国際的に見て大きなウェイトを占めるようになって。そこで、諸外国においても、それなりいろいろな対応をしていらつしやる。わが方で見れば、先ほど来申し上げておるように、有税貸倒引当金制度、これは、いわゆる通達改正、法律改正でないわけでございます。そういうようなことで、それに対応する準備を進めていこう。基本的には、カントリーリスク問題というのは、やはりただ今日の措置だけでなく、もつと広範な立場からいろいろ今後検討されていくべき課題だ、そして政府としても適切な対応をしなければいかぬ課題だという意味においては、玉置さんと私も認識は一致しております。

○玉置委員 まだまだ流動的ですから、これからの対応で機敏な、影響力の少ないような動きをお願いしたいと思ひます。

それでは、ちよつと次に、中小企業の承継税制の件につきまして伺ひをいたしたいと思ひます。

中小企業の承継税制で、いまでも大変要望の強かつた取引相場のない株式の評価とかあるいは個人事業者の土地の件につきまして、今回の租税特別措置で一部改定がされました。最近大変土地の評価が上がつてきておりました。これが逆に中小企業者の相続のときに大変な大きな障害となつていふというお話がかなり出てきております。いま日本の経済の中で、中小企業者というのは、事業所で九九・四〇％ございまして、従業員では八一・一％、製造業の中で約半分の五二・七％が出荷の分担をしているという状況でございます。相相続税というのは、そもそも富の一部の社会的還元という理念があつて、また、その際富の配分をやるということでございます。自然人的場合にはそれでいいわけでございますけれども、いわゆる企業が富の配分をやりますと、相続

ごとに小さくなり小さくなりということで細分化をされてしまふ。いままでの企業というのは、やはり体力をつけて大きくならないと競争力がつかないということもありましたし、安定してこないということ、できるだけ大きなための援助といふことです。こういうことを政府としてもやってこられたと思うのです。ところが、事業相続だけにつきましては、いわゆる清算方式というのですか、企業を一度解散するというたてまえでいままでこられた。

そういう形で、今回の改正においても、その点ではいまなお全く変わつていない。いわゆる純資産の評価をして、それによつて企業の清算時の価値がどれだけあるかという方式でございまして、なおかつ、これが大変企業の競争力を低下せ、なおかつ、場合によつてはその存続さえあやしくなるといふような方向にだんだんとなつてきているというところで、雇用者の安定というものも考え、そして特に地場産業の育成という面から、その辺に何と手を加えていかなければならないというふうに考えているわけです。

大臣も、もうばつばつ行かれることとございまして、一言だけ、これからの中小企業の承継、いま承継税制をとらえてみた場合のあり方について、もし何か御意見がございましたら、お伺ひしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 おつしやいますように、従来の政府の施策としては、いわゆる零細が中小に、中小が中堅に、中堅が大企業にというふうな成長していくことを、側面的にあるいはもろもろの環境整備等で促進していくという方向ではなかつたか、まさにそのとおりだと思ひます。ところが、それが中小企業承継の立場から見た場合においては、相続税としてそれをとらえた場合は、もう一遍後戻りをさす結果になりはしないか、こういう議論でございます。

それは、絶えずその議論は続けられておるところであつて、したがつて、円滑な事業承継の観点からの税制調査会の答申に沿つて今度手をつけた

わけです。しかし、そうすれば、宅地の問題等についてまた一般の納税者との問題も起こるやないか。二百平米までそのことをも勘案されておりますことは、そういう意味においては、全体に及ぼす意味でよかつたかなと思つております。

ただ、農地と同じような形ということになると、農業基本法の問題から来る問題とはおのずから異なつておるし、したがつて、いま御審議いただいておるものが、今日の時点において玉置委員の御指摘に幾らかでも沿うための一つの政策税制だつたかな、こういう印象を持っておりますが、今後とも勉強していかなければいかぬ課題であるという認識は私も一致しております。

○玉置委員 いま大臣のお話でございましたように、まだまだやはり十分な対応ではないような気がするわけです。

そこで、いまでも中小企業庁と大蔵省が十分に議論をされてきたというふうな聞いておりますけれども、まず、中小企業庁の方からお伺ひしたいと思ひます。当初の目的から言つて、今回の改正をどのように感じておられるか。大体最終的にはどの程度までのことをやりたいと思つておられるのか、その辺についてお伺ひします。

○桑原説明員 中小企業庁としては、ただいま先生御指摘のような考え方のもとに、中小企業の承継が円滑に実施することができるよう、いろいろな税制上の措置について大蔵省に働きかけてきたわけでございます。

私もお願いいたしましたのは、企業というのが承継するに際しまして、その企業の収益性を十分考慮した相続税の評価方式というものをやっていたらいいなというところをお願いしたわけでございます。ところが、今回五十八年度から実施したいと思つておるやり方につきましては、やや異なつておるわけでございます。しかしながら、今回のやり方におきましても、個々の企業の収益性というものが加味された方式となっておりますし、先生御指摘のとおり、従来中小企業の承継で問題となりましたのは、やはり土地が非常に高くなるという

ことで株式の評価が非常に高くなる、あるいは個人企業でも相続税の評価が非常に高くなるというケースでございますけれども、そういうケースにおきましては、今回の措置によりまして、相当程度の効果が出てくるだろうというふうにわれわれは考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今回の措置によりまして、新しい相続税の評価というのが行われていくわけでございますので、実際に中小企業がいろいろな形で承継するに際しまして、今回の措置でどのようなことになるかということは今後十分見きわめた上で、またいろいろ考えていきたいと思うわけでございます。

○玉置委員 大蔵省はどうですか。いままでの中小企業庁との打ち合わせの中で、大体今回の改正については大筋終局だとか、あるいは改正までの途中の過程である、その辺の評価も入れてお伺いしたい。

○梅澤政府委員 中小企業の承継税制という問題で当面問題になりましたのは、小会社、つまり年商で言いますと八千万以下の小会社の非上場の株式の評価が、いままで純資産価額方式でやっておったのを、いま委員の御指摘になりましたように、企業の継続性と申しますか、そういうものを加味した評価にすべきではないか、事業の継続性という観点から。

中小企業庁の方がこゝ、二年勉強されました、ただいま中小企業庁の方から説明ありましたように、一つの考え方として、収益性を加味するという観点から収益還元、たとえばその会社の利益とか配当で還元するという方式を提案されたわけでございますが、私どもの方は、税制調査会の中に特別の小委員会をつくっていただきまして、税法のほか会計の専門家等にも集まっていたいただいて、いろいろ議論していただいたわけでございまして、事柄が小会社の場合に、果たして収益還元という考え方で客観的な評価が得られるかどうかという、これはなかなか問題があるということでございます。かといって、従前の純資産価額方

式というのは若干無理があるのかもしれないというところで、結局、結論といたしまして、同業種の株式で客観的に時価相場が立っている株があるわけでございますから、それと純資産価額を併用しながら、いずれか低い額でやる。当面、これは国税庁の通達、取り扱いの改正という形でやらせていただくわけでございますが、私どもは、これが非常に妥当な結論ではないかというふうに考えております。

ただ、これから執行の段階に入りますので、引き続き課税の実態をしばらくの間見ていかなければならぬということがあると思っておりますけれども、当面私どもは、これが妥当な結論であると考えております。

○玉置委員 先ほど中小企業庁の方からお話ございましたように、現在の純資産評価方式がこれから収益還元制を中心にしたところに変えていかない限り、あくまでも事業を継続することばかりで清算を前提に相続を考えるということになるわけですが、会社、要するに法人組織で株式に全部変えて、類似企業のいわゆる評価と純資産と両方の安い方をとればいいじゃないかという話もあるわけですが、なかなか法人化できないところもございまして。

また、本来の趣旨から言いますと、株式にしても、上場されてないということは市場に出回ってないということと、実際に処分をする場合に売れるかどうかという問題があるわけですね。それと、要するに、有名な会社の評価としては幾らという値段がついていきますけれども、実際非上場でそんなに有名でもない、無名だというような場合に、果たして値段がつくのかどうかというのがあるわけですね。

それと、事業を継続していくときに、株を人に売るといふことは、いままでの中小企業の例からしまして、まず考えられない。そういう面から考えて、財産にしても土地にしても事業用資産にしても、事業を継続していく限り、担保には入りません、売却をするということとはまずあり得な

い。売却をするほどの土地だと、今回対象にならないことになるわけですから、ある程度拘束された財産だ。拘束をされている財産を継承するということとは、ないものを、要するに、私物として扱えないものを継承するということになるわけですから、あくまでも純資産方式を柱として考えているいまの税制は間違いないかというふうに思うわけですね。

承継税制の研究会の答申にも、たしかそういうような意見が載っていたかと思っておりますけれども、そういう面から考えまして、大変いろいろな答申を尊重される大蔵省としては、もつと方向を考えていくべきではないかというふうに思うわけですが、いかがですか。

○梅澤政府委員 相続税の基本的な考え方につきましては、先ほど大臣がお述べになったとおりでございますが、その基本的な考え方の中で、中小企業の事業の承継という観点から、なるべく税制がゆがんだ形で邪魔にならないようにどうしたらいいのかということ、いろいろ議論があるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、当面、非同族会社の株式の評価については一つの結論を出していただく。個人の場合は、これはやはり個々の財産の集積体でございますので、これは評価の方法論の話になるわけでございまして、これは評価の継続性という観点から、個々の財産を評価するというのは非常にむずかしい問題でもございまして、果たしてそういうことが妥当かという基本論があるわけでございます。

個人の事業者につきましては、今回、同族株式について評価の方法を変えたこととのバランスをとるといふ観点から、これも税制調査会の御指摘をいただきましたので、当面問題になりますのは、これは先ほど来委員がおっしゃっておりますけれども、土地の問題があるわけでございまして、宅地の評価の問題が、したがって、小規模の二百平米ぐらいの土地の部分につきましては、事業の用に供する場合、特に処分が非常に制約されるということもございまして、従来、通達で二割減額す

るという措置をとっておったのですけれども、事業に供する部分については四割の減額をやる。ただ、これだけのことになりましたと、やはり課税価格の特例ということで、この際、租税特別措置法の中に織り込ませていただいて、国会の御承認を得るというようなきちつとした制度にすべきであるというところで、今回、租税特別措置法で御提案申し上げておるということでございます。

○玉置委員 今度は、おれわれとして受けとめておりますのは、もつと要求は高いところにあるけれども、よく早くそういう方にむしろ大蔵省が変わってきたということ、ちよつとびつくりをしながら見ているわけですが、しかし、一部には、いまの土地評価が異常に低過ぎるのではないかとこの話もちろはら始めておりまして、せっかく下げていただいて、またさつちの方で上げられたんじゃないかなんてわけですから、その辺について、これはどうなんですか、国税庁ですかね。そういう話が出ているということ、それにどう対応されるかということをお伺いしたいと思います。

○角政府委員 土地の評価についてのお尋ねでございますけれども、これはいわゆる時価、時価と申しましてもいろいろなり方があるわけでございまして、私どもの場合には、国土庁の地価公示価格の大体七割程度を目途に評価をするということとでございます。したがって、一般の売り値と比べますと相当中庸の評価を心がけている、そういうことでございます。

○玉置委員 国土庁が実際に合った数字を把握して、それが大幅に違わない限り、大体いまの基準とそう変わらないというふうに理解をしたいと思っております。

時間の関係で、次に移りたいと思います。いま、同じ引当金の中で退職給与引当金というのがございまして、これが年々引当金の率を低減されております。われわれの方から見ますと、いまの退職金は、企業が倒産をしたりあるいは清算をするという時点で、果たして現物というか現金

というか資産というか、そういうものが労働者の、雇用者の手に入るのかということなんです。

そういう面から考えて、いまの制度では、退職給付引当金というのはあってもなくても関係ないというふうな感じがするわけでございましてけれども、逆の面から考えますと、じゃ、いまの制度を是として考えた場合に、退職金の確保という面から見て、何らかの保全措置がとれないかというところなんです。その辺で大蔵省、いまの制度に對して、たとえば退職給付引当金の率をいまだに低減されておられますけれども、これを最終的にはどうするか、そして退職金保全のために、これはどちらかというと労働省になるかと思えますけれども、労働省を多分呼んでいないので、大蔵省としてはどういうふうにか、御見解をお願いしたいと思います。

○梅澤政府委員 退職給付引当金は、言うまでもございせんけれども、企業の課税所得を計算する上で、企業が労働協約等で従業員に退職した場合は退職金債務を現実に負っているわけですから、収益費用の対応の考え方からすれば、当期の適切な部分は現価として当然カウントされなければならぬという観点から、一定の方式でもって引当金を認めておる。これは政策税制でも何でもないので、企業の課税所得をきちんと計算する上で、制度であるというふうにか、考え方として、企業の雇用の実態——これの現在の考え方は、将来の発生する債務を現在価値に還元するという考え方、引当率を認めるという考え方、それから、たまたま利子率の動向とかそういうもので、繰入率そのものは適切な水準に見直すというところで、従来から作業を続けてまいっております。今後とも、そういう方向で臨まなければならぬと考えているわけでございまして、ただいま委員が御指摘になりました問題と、現実の退職金の支払い債務の保全の問題とは、一応切り離して考えるべきだろう、あくまでも引当金の問題は課税所得の計算上の問題と私は考

えているわけでございます。

ただ、この支払い保全の問題は従前から当委員会でも議論になっておりますし、かつては引当金を特定の資産運用にひもつきに結びつけた時代もございました。いろいろな変遷を経て、現在は会社の中で自由に、企業の自由なやり方で引き当てることができるようになっておられるわけでございまして、従来からも、この議論をやりますときに、余りひもつきにいたしませんと、資金繰りの非常に苦しい企業等は経営を非常に圧迫するというか、そういうものになります。回り回って退職金の支払い水準そのものが後退するのではないかと、これは労働側も同じような危惧を持っておられるというところがございます。現実に五十二年に、賃金の支払い確保の法律でございまして、あれが制定されたときにもそういう御議論があつて、結局、退職金については努力規定にとどまっているという経緯もございまして。

私も、もちろん、この問題は基本的には民事法の問題とか労働法規の問題でございまして、一応税制上の問題とは切り離して御議論をいたしたいとは考えておりますけれども、委員の御指摘になりましたような方向で将来ともいろいろ議論されてしかるべき問題であるし、検討されてしかるべき問題であるというふうには考えております。

○玉置委員 労働省の方とタイアップして考えていかなければならぬ問題だと思ふのですけれども、保全が考えられないならば、別にどこまで切り下げられても問題ないというふうには思ひます。保全をする方法が見つかれば、その保全のために税制面でも考えていかなければいけないと思ひますので、十分な連携をお願いしたいと思います。

次に、今回の特別措置の中で、設備投資関連で若干の改善が行われております。いま特に、設備投資の関係がある程度回復すれば、景気が若干戻ってくるのではないかとというような期待感があるわけでございまして、今回の改正によって、どの

程度の効果があるかということ、そして日経やその他の調査で、五十八年の設備投資というのは先行き余り芳しくないというように出ておりますし、それについてどう思われるか、それについて簡単に答えをいただきたいと思ひます。

○桑原説明員 今回の中小企業に対する設備投資促進のための税制上の措置によりまして、設備投資がどの程度ふえるかというのは、正確に計算するのは非常にむずかしいわけでございまして。

現在の状況は、御承知のとおり、五十七年度、五年ぶりに前年度比で中小企業の設備投資がマイナスに落ち込むというのが種々の調査に出ておられるわけでございまして、われわれとしては、五十八年度におきまして、この新しい措置を利用いたしまして、一人でも多くの中小企業の方々が設備投資をふやそうということで行動されることを大いに期待し、そういうふうに宣伝をいたしておるわけでございまして。

非常にラフな試算によりますと、大体こういうことで千億円余りの新しい設備投資が出るかという試算もあるわけでございまして、この辺につきましては、そういうことでわれわれとしてはなるべく効果を上げていきたいと思ふわけでございまして。

○藤原説明員 民間設備投資の円滑な推進、この必要性につきましては、通産省としても十分認識をしておるところでございまして、このため、当省といたしましては、民間設備投資の現状、たとえば主要産業における設備の老朽度とか陳腐度、それからその果たすべき役割、それから、民間設備投資を促進するためにどういう点がネックになっているのか、そのネックを解消するためにどういう政策の対応があるのかという点につきまして、諸外国の事情も参考にしながら、幅広い観点から現在検討を続けておるところでございまして。

○玉置委員 中小企業が特にそうなんですけれども、設備投資をやるといふのは、先ほどの話と関連するわけですが、いかに継続的に安定的に伸ばしていくかというタイミングと、それから、

場合によつては、いままで一つの業種に限られてやっておりましたことを多角的にやつていくというふうないろいろな要素があるわけですが、いままでの日本の中小企業全体を見てみますと、中小企業に限らず、設備投資のやり方よりも、逆に、やるための体力というものが非常に衰退をきてきているのではないかと。企業は伸びておりますけれども、それは見かけの売り上げが伸びたということが非常にあるわけでございまして、実質的には体力がつかないという形で伸びてない。その一つの原因に、いまの償却制度が、次の償却をするためにある程度体力を蓄えるという形になってない。いままでの設備に對して実質的に通減をして、ある程度の残存価値を残してしまふわけですが、その辺が永続的に設備更新をやるような税制制度になってないのではないかと感じるわけです。

時間があと一分しかございませんので、割り振りながらいきたいと思ひますので、考え方だけなるべく明快に短くお願いしたいと思ふのです。

そういうことで、いまの償却制度が現在の時代に合っているかどうか、その辺からお伺いしたいと思ひます。

○梅澤政府委員 現在の償却制度、これは、課税所得計算上の償却制度の議論をされておると思ふのでございましてけれども、御承知のとおり、償却制度の償却の水準が妥当かどうかというの、一つは耐用年数の問題だと思ふのです。それからもう一つは、租税特別措置法の中に数多く繰り込まれております特別的政策的な観点から加減償却を認める制度が幾つかございまして。

先ほど来議論になっておりますように、今回措置法をお願いしております中小企業の設備投資につきまして、一定金額以上の機械、装置については、二年間三〇％の特別償却を一定の要件で認めるといふのも一つの制度でございまして、一般論として、その償却水準がいかどうかというの、耐用年数の議論になると私は思うのですが、耐用年

数につきましては、最近では、昭和三十年代に、技術革新とかあるいは経済の国際的な自由化という背景から、かなり大幅な短縮の作業をいたしております。それから四十年代に入りまして、個々の項目につきまして、物理的な寿命のほかに、経済的陳腐化という観点からの見直しを含めまして、短縮の方で常時作業をしてきておるわけでございます。現在の耐用年数の水準というのは、一応妥当な水準にあるだろう。それは、マクロ的に見まして、各国の償却率とわが国の償却率の水準を見ました場合に、少なくとも先進国の中でわが国の償却率の水準というのは、マクロ的にはかなり平均的な地位にあるということが一つでございます。

それからもう一つは、先ほど委員がおっしゃいましたように、更新が円滑にできるような償却になつていくかどうかというのは、確かに重要な判断の要素になるわけですが、その一つの判断の材料として、トータルとしての日本の設備投資が一体どういう水準にあるかといふと、これはもう指摘するまでもなく、GNPに対する設備投資の水準というのは、先進国の中で日本は群を抜いて高いわけでございます。そういうことになると、いまわが国の税法上の償却の制度が、適正な更新投資も含めた設備投資の足を引っ張つていくというところは言えないのじゃないか。

その意味で、個々の問題はいろいろあると思ひます。政策上、個々の問題について特別償却あるいは加速度償却を認めるかどうかという政策上の判断はありますけれども、一般論をいたしまして、現在の日本の償却水準は、妥当な水準にあると見ていいのではないかとこのように考えております。

○玉置委員 いまの償却制度は、昭和四十年に一律に改正されたというお話ですが、たとえば昭和四十年といふと見比べてみますと、マスプロ生産の分野がどの程度拡大されたか、それもございいますし、たとえば金型、樹脂型とか金属プレ

スとかいろいろありますけれども、こういうのもショット数によつて決まってくる。昔の量といふの量と比べますと、少なくとも五倍程度は開きがある。場合によつては、もっとある場合がありまして、この型治工具についても、いわゆる二年というように限定をされております。

機械、装置については一応七年ということでありましても、いまの実態から考えますと、たとえば七年前の機械を、七年というのは昔より大分よくなったのですけれども、七年前の機械をいま更新をするというのを考えますと、当然同じ値段ではできない。いろいろな装置もつくというのがありますけれども、いわゆる合理化を目指した方がいい機械をということ、同じ額だけ償却をしていいますと、とてもじゃないけれども新しいものが買えない。これをやはりある程度設備投資のための準備金というように総資産のうちの何%が残せるように、そういう形をとつていかないと、逆に、日本の企業は、大規模設備投資というのは長期資金で借りてやりくりしていますけれども、その辺がかなり設備投資の冷え込みにつながつてきているのではないかと。いままで伸びているうちは、伸びている部分が内部留保になり、それである程度やりくりをしてきたわけですが、それも、横ばいなりあるいは若干下降ぎみの経済になつてきますと、いまの税制では、それほどの余地を残してくれないということもありまして、逆に、大規模投資の面での負担の大きい、特に製造業を中心にしまして、その辺の何らかの対策を考へていかなければいけないのではないかと、そういうふうに思ふわけですが。

まず一つは、具体的に申し上げますと、いまの量産に合った償却、型治工具が中心でございいますけれども、その辺について本当に二年でいいのかどうか、その辺についてお伺いしたいということ、いまの横ばいあるいは若干下降ぎみの経済の中で、これからの設備投資を喚起しようと思えば、もっと思い切つた手を打たなければいけないのではないかと。先ほど申し上げましたように、全

体の一部を積み立てていくとかいうことも必要ではないかというように思ひますけれども、それについての大蔵省の考え方を伺いたいと思ひます。

○梅澤政府委員 償却の現行の水準に対する私どもの考え方は、先ほど申し上げたとおりでございます。

申すまでもございせんけれども、個々の資産で耐用年数が実態にそぐわない場合には、個別に国税局長の承認を経て、耐用年数を短縮するという制度も開かれておることは委員御案内のとおりでございますし、一般論をいたしまして、先ほど申し上げましたように、三十年、四十年ずつと通じまして、個々の資産ごとに絶えず妥当な耐用年数の見直しを行うということは、今後とも続けてまいりたいと思つております。

ただ、いま御指摘になりました点は、ちよつと私も材料の持ち合わせがございせんので、きよう御議論申し上げることは差し控えたいと思ひますが、現在の法定耐用年数というのは、私どもは妥当な水準にあるという基本的な考え方を保持しているということはつけ加えていただきたいと思ひます。

○玉置委員 時間がないので、また個別にお話をいたします。

次に、これらの、特に中小企業の場合には、今回の特別措置によつて特別の割増し償却ができるというところとございまして、逆に、設備投資等の中小企業のいまの政府系金融機関の制度を見ますと、先ほど大蔵大臣が言つておられたように、次の段階次の段階と徐々に大きくなつてきた企業がたゞさんありまして、そのそれぞれの段階で、もう自分のところじゃないということに追いついておられると、要するに、必要なときに、伸びていくときに借りられないというような状況になつていくわけでございます。

特に今回、設備投資という面を考えていきますと、いまの金融機関、いろいろな制度が政府系金融機関にございまして、中小企業の伸び、規

模の拡大につれての対応が果たしてできているかというような疑問をよく聞くわけでございますし、それについて中小企業庁、大蔵省と順番にお伺いしたいと思います。

○庄野説明員 お答えいたします。

中小企業の政府関係金融機関の対象といたします中小企業者の範囲につきましては、御案内のとおりだと存じますけれども、中小企業基本法の定義に準拠して行つております。すなわち、たとえば製造業などでございまして、資本金一億円以下または従業員三百人以下でございまして、たとえば、資本金一億円超でございまして従業員がその範囲内であれば、政府系金融機関は貸し付けを実行いたしております。ちなみに、五十六年度でございまして、貸付件数で一%程度、貸付金額ベースで二%程度融資を実行いたしております。ただ、それで十分であるかどうかにつきましては、私どもも、先生御指摘のような問題意識を持っております。

そこで、昭和五十五年の十月に、中小企業政策審議会の場で意見の指摘を受けました。そこで、定義改定問題小委員会を設置いたしまして、一昨年十二月に意見の指摘を受けてございます。

たとえば、中小企業者の範囲を拡大しても、逆に施策の効果が上位企業にシフトするのではないかと。施策の上位シフト論、あるいは下請規制でございまして、分野調整でございまして、規制、調整分野では逆に保護を受けていたものが今度規制を受けるというおそれがあるのではないかと。いろいろの問題を指摘を受けてございまして、私どもも中小企業庁といたしましては、そういう問題を一つ一つ詰めるなら、再度中小企業政策審議会に御検討いただいて、早急に結論を得たいと考えております。

以上でございます。

○宮本政府委員 政府系の金融機関につきまして、一定の政策目的を持った機関として設立されているわけでございますので、私どももいたしましては、中小企業を対象にいたしました融資とい

う一つの限度があるわけでございます。

ただ、時代の流れに沿って中小企業というものをどういう範囲のものにするべきかというのは、通産省中小企業庁の方で考えたいと思いますが、その範囲におきまして、できるだけ中小企業の定義というものを時代に沿って改正していただくということは必要かと思っております。やはり与えられました、中小企業というのは何だ、いまの時代におきます中小企業というのは何だという定義ができれば、その範囲内でしか融資がでない、これはもう政策金融機関としてはやむを得ないことだと思っております。

ただ、政策の範囲といたしまして、中小企業を卒業いたしましたものにつきましては、開発銀行とかあるいは北海道東北開発公庫とか別の機関がございますので、そこで対応いたすというふうな制度になっておるわけでございます。

○玉置委員 時間もありませんので、次に移りますけれども、実際にその具体的な話を聞いているから言っているわけでございます。特に枠からはみ出て大きくなった企業、それについて漏れがないかどうか、もう一回よく十分お調べをいただきたいと思っております。

最後に、自動車重量税についてあと一、二分だけ。

今回、税調の答申を読みますと、財政状態が悪いからやむを得ず揮発油税、自動車重量税の税率を二年間延長するということですね。読み方によりますと、やむを得ずかさ上げ部分を延長するということで、本来であれば下げたいような意向も若干見受けられるのですけれども、その辺についてどう考えているのかという話と、それから、今回三年一括払いということと事前に納付をするというところでございまして、一年ごとに納付がなされないのか。自動車税その他のいろいろな税金は全部分割でやっております。まとめて納付をするというのはいくつかある。それから、二年分を三年分にして利息分は少なくとも安くなるはずだということですね。これは、そもそも一年分

を二年にしているのですから、一年分を基礎に考えていくと、もつと安くなるということと、二年分、三年分の金額の見直しが行われなければならないに合わない。

それから今回、災害時には還付をするということを取り入れていただきましたけれども、自動車ユーザに渡るまでを考えていいのかわるか、そして災害とはどういう範囲を言うのか、その辺について、一括してお答えをいただきたいと思っております。

○梅澤政府委員 まず揮発油税、自動車重量税が期限が参りますので、今回租税特別措置法で暫定税率で二年間期限の延長をお願いしておるわけでございます。

そのときに、税調答申にも、いま御指摘がありましたように、困難な財政事情等を考慮してとございまして、そういうことは、財政状態がよくないけれどもその税率に戻すのかという御指摘かと思っておりますが、そういうことではございせん。「財政事情等」と書いてございまして、二年間延長するということとは、現在の石油事情が非常に流動的でございます。それから御案内のとおり、いまの自動車関係諸税は大部分が道路財源に使われておりますけれども、いま道路の第九次計画でございまして、これも非常に流動的な状況でございまして、そういう観点から見ますと、当面二年間を限定して暫定税率のままで延長をお願いしておるわけでございますが、その場合の税負担等も考えまして、今後、では二年先には税率を引き下げるのか、そういう含意といえますかインプリケーションは一切ございせん。

それから、自動車重量税の物の考え方でございますが、これも当委員会では御議論になるのでございまして、私どものこの税の性格に対する考え方、つまり、自動車を走行する地位を得るという意味での権利創設税という考え方は、考え方として一切変えていないわけでございます。したがって、今回、新車の車検が行革との関連で二年から三年に延長されました。その場合に税

率を、したがって従来の二年物の一・五倍にさせていたいただいておりますわけでございますけれども、いま委員がおっしゃいましたように、二年の一・五倍というのはおかしいではないか、あるいは少し割引すべきであるというお考え方は、自動車重量税が三年から三年、二年から二年の前払いであるという前提に立ちますと、そういう期間計算のような考え方が出てまいりますし、途中の廃車の場合に還付しなければならぬという議論につながるわけでございますけれども、私どもは、権利創設税という考え方でございまして、前払いの思想もないわけでございますから、一切割引は考えていないというところでございまして。

もう一つ、災害減免法の災害の範囲でございまして、災害減免法では、条文を読みますと「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害」ということでございまして、解釈上は、この「これらに類する災害」というのは、いわゆる天災のほか、自己の意思によらない火災または自己の責めに帰することができない人為的災害も含まれるというふうな解釈されておりますし、こういうかっこうで執行当局が適用してくれるものと考えております。

○玉置委員 きょうは時間が参りましたので余り言いませんけれども、別にこの租税特別措置法の間に時間をとっていただきました。いまの問題を十分詰めたと思うのです。これで納付できないとちよつと——いままでの自動車重量税自身のできた経過から見て、本来通行税的な要素でなかったわけですね。当初は、道路財源が足りないので応援してくれというところから発想しまして創設された、そういう経過を、いきなり通行手形のようなことに変えてきているということ自体、非常に許せない問題でして、また、では歩行者はどうなんだ、鉄道はどうなんだ、ほかのところまで持っているわけですね。では、ほかの、たとえば人が歩く分、そして鉄道が通る分、そういう分を全部自動車に返してくれるのか。自動車というけれども、これは自動車ではなくて一般のこ

く普通の国民が乗っているわけですね。四千何百万といえますけれども、そういう人たちが乗っているわけですから、こういう人たちが歩くのに何でそういう許可をもらわなければいけないのかということになるわけですね。

大蔵省は、最初に出してくるときには大蔵都合のいいことばかり言って、出てきたら自分たちの権利のようにやっていますけれども、あなたたちの権利ではなくて、国民全体のことを考えてやらないといけないわけですから、いまの答えはどうも納得できない。私は、また後で時間をいただいでゆつくりやります。

○森委員長 正午から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時三十九分休憩

午後零時二分開会
○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。箕輪幸代君。

○箕輪委員 きょうは、租税特別措置改正案とそれから製造たばこ定価改正案というところでございますけれども、最初に、たばこの問題についてお尋ねしたいと思っております。

たばこが健康に有害であることは広く知られております。喫煙者本人に有害であることはもちろんのこと、最近では、自分たばこを吸わないのに、たばこの煙で汚れた空気の中にとると、吸わない人までも健康障害を受けるといういわゆるパッシブスモッキング、受動的喫煙の害についても広く問題提起されて、世論も高まってきております。

そこで、このたばこの問題についてはWHOが、健康問題のみならず生命にもかかわる重要な問題として、何度も勧告を重ねてまいりました。ところが、わが国では、その勧告を真つ正面から受けとめて、全面的にそれを実行してくるという姿勢ではなくて、きわめて不十分だったと言わざるを得ないと思っております。

現在、わが国の国民死亡原因の第一位はがんになりました。胃がんとか子宮がんは減少傾向をたどっていると言われますけれども、肺がんが著実に増加をしております。たばこと言えば肺がんというほどでなくても、これは、紙巻きたばこの消費量の増加にほぼ比例して肺がんが増加しているというふうな報告されているわけです。そして、このWHOの報告によりますと、肺がんのみならず気管支炎、肺気腫、虚血性心臓病その他の循環器疾患、それから口唇、舌、口腔、喉頭、咽頭、食道、膀胱のがんもたばこにかかわりがある、それから胃や十二指腸潰瘍についても、非喫煙者と比べて喫煙者の方に二倍も高いという問題が提起されております。たばこには発がん物質を含め有害物質がたくさんある、数え方によつては四千もあるといういろいろな化学物質が含まれておりますけれども、ことに、喫煙者本人の中に入る主流煙というよりも、灰皿の上に置いていたりときに紫の煙がくゆらせられるあの副流煙の方が、有害物質が何倍も多いというふうな言われております。

国立がんセンターの疫学部長をしておられる平山先生は、現在国民死亡の第一原因にがんがなったということは、がんが公衆衛生の課題の中で最も重要になったというふうな指摘しておられるわけです。そして中曾根内閣ということを見ましても、がん対策十年計画を推進するための関係閣僚会議を発足させ、具体策を検討すると昨日の新聞にも報道されております。

この平山先生によりまして、がん対策については、従来重点を置いてきた胃がんとか子宮がんというものが減少傾向にあるのに、その他のがんが増えてきているのは、これまでの対策の不備を物語っているとして、次のように述べられております。

反省してみると、早期発見対策ばかりが強調され、原因対策である第一次予防を怠ってきた事実を素直に認めなければならぬ。水災対策にたとえれば、ぼやのうちに発見して全焼を防ぐ対策は推進されてきたが、火元の点検や防火

建築や設備を無視していたのに、まさに相当する。タバコの煙の中にガン原物質が存在していることは明らかなのに、その源である紙巻きたばこの販売促進が年とともに強化されているというところは、一方で放水をして回って火災の頻発を嘆くのに似ている。

こういうたばこをめぐる状況を踏まえまして、国民の健康を守る厚生省、来ていただいていると思えますけれども、これまでのWHOの勧告を受け、さらにいろいろな研究を積み重ねた中で、厚生省として、一体何をこれまでやってき、今後どうするつもりかをお尋ねしたいと思います。

○松田説明員 お答えいたします。ただいま先生御指摘のように、WHOが喫煙は健康問題について非常に影響が大きいということとで指摘をし、昭和四十五年にはWHOが世界に勧告を出しました。WHOに加勢している国々は、それを守ろうというところで、それぞれの努力をしているわけでございます。

わが国におきましては、厚生省が関係省庁の中心になりました。ちょうど昭和五十五年に世界保健デーがありまして、このたばこの害が世界保健デーのテーマに取り上げられました。「喫煙が健康か 選ぶのはあなた」こういうのが、実は五十五年の保健デーのスローガンになりました。これを機会に厚生省が主体になりました。関係省庁にいろいろ協力をいただきまして、そして対策を固めてきたということでございます。その後、わが国におきましては、喫煙対策といいますが、健康とたばこの問題を非常に取り上げまして、厚生省といたしまして、いろいろ具体的な策をとってきたわけでございます。

まずその第一は、調査研究の推進でございます。確かに、いま先生から御指摘いただきました平山先生の論文、これは世界的にも非常に知られておるわけでございますが、片や、あの研究は疫学的な研究でございまして、基礎的な、病理学的な

方面から研究している先生方には、まだ、たとえば動物実験でガンの発現が証明されてないとか、幾つか反論のあるのも事実でございます。しかし、厚生省としましては、疫学的に害があるというその先生方の意見には、やはり十分な重みがあると感じまして、いろいろなことをやってきました。

たとえば保健所においてでございますが、保健所は、地域の住民の健康のためにいろいろな衛生教育活動をするわけでございます。その衛生教育活動の一環として、たばこの害を取り上げるように、これは公衆衛生局長の通知で都道府県にお願ひしてあります。また、国が所管しております医療機関につきましても、喫煙の場所を制限する等の通知、指導も出してあります。というようなことで、調査研究以外にも、喫煙の場所の制限ということにつきましても可能な限りのことをやってきました。

それからまた、これ以外にも、いろいろなPR活動が大事でございます。PR活動につきましましては、映画、スライドあるいはパンフレット、ポスター、そういうものを皆さんにわかりやすい形でつくりまして、これを都道府県あるいは関係の皆様方にお配りしまして、そのPRに努めている、こういうようなことをやってきましたわけでございます。

また、特に最近では、先生先ほど御指摘になりましたように、たばこを直接吸う人以外の周囲の人にも影響があるのだということ、これは、単なる迷惑という観点じゃなくて、医学的にも非常に害があるのだという研究が最近なされてきておりまして、それについては、たばこを吸っている本人に対する影響との因果関係はまだ学者の一致した意見になっておりませんけれども、そういう方面の研究につきましても、やはり関係の先生にはお願ひをして進めていただいているところでございます。

○養輪委員 厚生省も、それなりの努力をいただいていると思えますけれども、まだまだきわめて不十分だというふうに私も思っています。たとえば、こういう問題とかかわり合いを持っている関係省庁が、文部省とか、それこそ国鉄あるいは運輸省とか、あるいは大蔵省とか、いろいろそういう関係省庁が連絡体制をとって、国民の健康を守るために喫煙が健康に有害であるということをもっと徹底させる、そのために十分なPRができるような予算を獲得してがんばってもらいたいというふうな思っているところです。ぜひ今後とも厚生省に御努力をお願いするとともに、次に、専売公社にお聞きしますけれども、専売公社としても、このWHOの勧告というのは十分御承知と思います。

ところが、たばこには「健康のため吸いすぎに注意しましょう」というふうに表示しているだけで、ほかには特別の手だてがとられているとは思えないわけです。たばこの販売を促進したいという気持ちもあるかと思えますけれども、みずからの商品が有害であるということをそのまま表示したくないという気持ちもあるだろうと思えますけれども、事は国民全体の健康にかかわる、生命にかかわるというところでございまして、ありのまま真実を表示する、それが専売公社の責任ではないかというふうに思っています。

WHOの勧告は、単に厚生省に出されたものではなくて、各国政府に出されておまして、それぞれの省庁において全部受けとめなければならぬというふうな思われるわけです。勧告には、特に、立法者の協力を得るための特別の努力という項目の中で、たばこに関するあらゆる形式の広告、販売促進の制限ないし禁止とか、紙巻きたばこの包装及び広告には、紙巻きたばこ一本当たりのタール、一酸化炭素、ニコチンの平均含有量を表示すべきことを可及的速やかに要求するとか、それから、紙巻きたばこの包装及び広告には、喫煙が健康にとつて危険であることを示す有効な警告文を掲示することを要求すること、この場合、伝える情報や語法は時とともに変化させ、文面が使い古した陳腐なものとならないように配慮されなければ

めて不十分だというふうに私も思っています。たとえば、こういう問題とかかわり合いを持っている関係省庁が、文部省とか、それこそ国鉄あるいは運輸省とか、あるいは大蔵省とか、いろいろそういう関係省庁が連絡体制をとって、国民の健康を守るために喫煙が健康に有害であるということをもっと徹底させる、そのために十分なPRができるような予算を獲得してがんばってもらいたいというふうな思っているところです。ぜひ今後とも厚生省に御努力をお願いするとともに、次に、専売公社にお聞きしますけれども、専売公社としても、このWHOの勧告というのは十分御承知と思います。

ところが、たばこには「健康のため吸いすぎに注意しましょう」というふうに表示しているだけで、ほかには特別の手だてがとられているとは思えないわけです。たばこの販売を促進したいという気持ちもあるかと思えますけれども、みずからの商品が有害であるということをそのまま表示したくないという気持ちもあるだろうと思えますけれども、事は国民全体の健康にかかわる、生命にかかわるというところでございまして、ありのまま真実を表示する、それが専売公社の責任ではないかというふうに思っています。

WHOの勧告は、単に厚生省に出されたものではなくて、各国政府に出されておまして、それぞれの省庁において全部受けとめなければならぬというふうな思われるわけです。勧告には、特に、立法者の協力を得るための特別の努力という項目の中で、たばこに関するあらゆる形式の広告、販売促進の制限ないし禁止とか、紙巻きたばこの包装及び広告には、紙巻きたばこ一本当たりのタール、一酸化炭素、ニコチンの平均含有量を表示すべきことを可及的速やかに要求するとか、それから、紙巻きたばこの包装及び広告には、喫煙が健康にとつて危険であることを示す有効な警告文を掲示することを要求すること、この場合、伝える情報や語法は時とともに変化させ、文面が使い古した陳腐なものとならないように配慮されなければ

めて不十分だというふうに私も思っています。たとえば、こういう問題とかかわり合いを持っている関係省庁が、文部省とか、それこそ国鉄あるいは運輸省とか、あるいは大蔵省とか、いろいろそういう関係省庁が連絡体制をとって、国民の健康を守るために喫煙が健康に有害であるということをもっと徹底させる、そのために十分なPRができるような予算を獲得してがんばってもらいたいというふうな思っているところです。ぜひ今後とも厚生省に御努力をお願いするとともに、次に、専売公社にお聞きしますけれども、専売公社としても、このWHOの勧告というのは十分御承知と思います。

ところが、たばこには「健康のため吸いすぎに注意しましょう」というふうに表示しているだけで、ほかには特別の手だてがとられているとは思えないわけです。たばこの販売を促進したいという気持ちもあるかと思えますけれども、みずからの商品が有害であるということをそのまま表示したくないという気持ちもあるだろうと思えますけれども、事は国民全体の健康にかかわる、生命にかかわるというところでございまして、ありのまま真実を表示する、それが専売公社の責任ではないかというふうに思っています。

ならない、というふうな指摘しているわけですが。
そこで、現在のたばこを見てみますと、ニコチン、タール、一酸化炭素の含有量というものが包装に表示されておられませんし、健康に危険であるという文言についてもきわめて緩やかなもので、とうてい警告というふうには受けておられない。ましてや、私は、きょう特に強調したいのは、周りの非喫煙者の健康を害する点について喫煙者が自覚するよう、それを表示すべきではないかというふうにも思うわけです。そこで、これらの点について専売公社としてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○長岡説明員 喫煙と健康の問題につきましては、私も十分に関心を持って対処していく所存でございます。

現在までもいろいろやってまいりましたが、ただいま御質問の点についてお答え申し上げますと、たとえばニコチン、タールの量の表示でございますが、これは養輪委員も御承知かと存じますが、毎年ニコチン、タールの量を測定いたしまして、その測定値を販売店の店頭にステッカーのような形で表示をいたしております。

個々のたばこの箱にそれぞれ表示してはどうかという御意見だと存じますが、国民全体の嗜好が低ニコチン、低タールのたばこの方向に向かっていくことは事実でございますけれども、その場合、やはりお買いになる方は、ほかのたばこと比較いたしまして、どのたばこがどのたばこよりもどの程度含有量が少ないかという、その比較の上においてお買いになつていらっしゃると思うのでございまして、個別の表示よりは、私どもがやっておりますいろいろのたばこの量が一目で見ることができまして、それによって比較ができる方法の方が、私どもとしてはよろしいのではないかとこのように考えておる次第でございます。

それから、注意表示の点につきまして、これは各国ばらばらでございますが、御指摘のようにもつと表現の強い国もあれば、そうでない国もあるわけでございます。注意表示の文言につき

まして、いろいろと御意見が寄せられておることは、私どもも十分承知いたしておりますけれども、きわめて短い文章でわかりやすい表現ということになりますと、いまの表示は喫煙者の念頭にも常に定着していることなども考え合わせまして、結局いまの表示が妥当ではないかというふうな考えておる次第でございます。

それから、喫煙者自身よりも周囲にいる非喫煙者に対する迷惑の問題あるいは健康に与える影響の問題等でございますが、この点につきましても、私ども、いまたばこの箱に何か表示するということとは考えておりませんが、公社といたしましては、喫煙のマナーの向上についての広報活動といったようなことにつきましては十分に力を入れておるつもりでございますし、今後とも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○養輪委員 まだ健康に危険であるという認識すらもきわめて不十分だというふうに思いますが、たとえば店頭にステッカーが表示してあるというふうないまお答えがあつたわけですが、喫煙者の方々に聞いてみても、見たこともないという意識にとまらぬという実情もあつたというふうで、余り注目されていぬという実情もあつたというふうで、W.H.O.の勧告に従つて、そういう方向をぜひ検討していただきたいと思ひます。

と同時に、公共交通機関とか会議室とか、当委員会もそうですが、職場とか、一定の場所において、そこに閉じ込められるという場合において、非喫煙者の健康被害というものがだんだん問題になつておるということですし、喫煙者が非喫煙者に対して加害者意識が全くないという現状にありまして、やはりたばこを見るたびにそういうことも注意しなければいけないと自覚しつつ喫煙をする、心がけるという点を促す意味でも、たばこの包装に表示していただくことがぜひ必要ではないかと思ひますが、その点、もう一回だけお答えいただきたいと思ひます。

○岡島説明員 お答えいたします。

いま最初の方で、公共の場所における喫煙規制の問題のお話が出たわけでございますが、劇場とかデパートなどにつきましては、法令によりまして喫煙が禁止されているというところは御存じだと思います。公共輸送機関におきましても禁煙席という問題も、国鉄の中でどういうふうにするかということもいろいろ議論されているわけでございます。公共の場所での喫煙の規制の問題につきましても、防災とか環境衛生とか、その場所の本来的な性格から法令により禁止されているものがございますけれども、そういう場所を別にいたしますと、一般的には、喫煙者のマナーの問題とか社会的関心の動向とか、そういうものもよく見ながら判断されるべきものだと思つては思つております。

ただいまのところ、そうした公共の場所におきます喫煙規制の問題につきましては、それぞれの施設の管理者が、社会的良識に基づいて、吸う方と吸わない方の双方の立場に配慮しながら、施設の利用目的とか利用実態とか、そういうものを見ながら自主的に措置されることを期待しているわけでございますが、嫌煙権という言葉が大分前から言われておりましたが、その嫌煙権という考え方が出て以来、吸う人も、そういう立場の方に配慮しなければならぬという意識がだんだん浸透してきているのではないかと思つておる次第でございます。公社としては、喫煙マナーの普及向上という中でいろいろなキャンペーンをいたしまして、そういう意識を喫煙者の方にもつと持つてもらふようにしたい、こういうふうな心がけておるということでございます。

○養輪委員 満足はできませんけれども、引き続き、また今後質疑をしていきたいと思つております。そして、マナーの問題というふうな言われておりますけれども、いままで申し上げました点を含めて、大臣の御感想を一言だけ聞いて、次に移りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 養輪委員からそういう御意見を

交えた御質問がありますと、私も、ポケットにたばこを入れながら、ちよつとその回数が減るな、こう思ひました。

従来からも議論されているように、吸い過ぎに注意しましょう、それをデザインジャラスと書いてたらいじやないかと、あるいははもつと、そんなに天国に早く行きたいのですか、こう書いたらいいのではないかと、まあいろいろ議論がいままでもありましたが、それとは別に、いまおっしゃいます、今度はわれわれ喫煙者の加害者意識とでも申しますが、そういうものについての認識も新たにいたしました。

○養輪委員 時間の関係で次に移ります。今回の五十八年度の税制改正では、厳しい財政事情にかんがみ、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から、租税特別措置の整理合理化を行う、こういう方針が掲げられているわけですが、これも、企業関係租税特別措置の整理合理化状況というものが例年税制調査会への提出資料に掲げられているようです。そして、五十七年度には七十項目までの特別措置が減つてまいりましたけれども、五十八年度では一体どうなつていられるのでしょうか。廃止、創設、そして結局現在幾つになつていられるのかという点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○梅澤政府委員 お答え申し上げます。企業関係の租税特別措置の項目数でございますが、五十八年度の改正前の項目数が七十件でございます。五十八年度の税制改正でたいだいまお願いしておりますのが、廃止いたしますものが二件、縮減合理化を図りますものが三十二件、合計三十四件、整理合理化の割合が四八・六％、創設いたします項目が五項目、したがひまして、改正後の項目数は七十三項目でございます。

○養輪委員 整理合理化を行うということで減るのかなと思つておりましたら、結果的には七十三項目と昨年よりふえているということ、特別措置をだんだん減らしていくという方向とは逆行するということに思うわけですね。

こういう税制改正というのは、最初に出された方針と全く矛盾すると思ひます。中には中小企業の承継税制の創設など、かねてから私も何度も要求していたものがようやく実現されるという点もありまけれども、大体においては、大企業を助けるための施策の拡大というふうにならざるを得ません。

昨年来いろいろ検討されていた中で、厳しく見直すというので、たとえば退職給与引当金とか印紙税の適用範囲の問題とか、中小企業の実績と金庫保険業の貸倒引当金など対象に挙げられていたようです。ところが財界の方で、企業増税は増税なき財政再建に反するのだ、一切の増税まかりならぬという形で反発が起こり、結果は、いま御報告いただいたように特別措置が逆にふえていく。素材産業対策というふうなものが財界から要望が出されて、そしてそれが実施されてきているということ、何か財界の要望に沿った税制改正だという感を強くせざるを得ないわけです。私も、こういうような税制のあり方では、とても国民が納得できないのではないかと思います。

そこで、たくさんありますうちの何点かをお聞きしたいと思ひますけれども、最初に、核燃料再処理準備金制度の問題です。この準備金制度が認められるようになったのは、一昨年の昭和五十六年十二月二日に電気事業審議会料金制度部会の中間報告「原子力バックエンド費用の料金原価上の取扱について」ということによつて認められるようになり、従来は費用とせず資産として計上していた原子力バックエンド費用のうちの高レベル放射性廃棄物の再処理費用を「炉内で燃焼している時点で引当金を積立てる方式により、料金原価に算入することが適当である」というふうになされたことによつて、大蔵省として税制上措置するということになったわけですね。なぜ、いま税制上の核燃料再処理準備金制度の創設が必要なのか、その理由をお答えください。

○梅澤政府委員 核燃料再処理準備金が創設に至りますまでの経緯は、ただいま賛輪委員がお触れになったような経緯をたどっております。税制上、五十八年度でどうしてそういう措置をとったかということですが、御案内のとおり、核燃料再処理というのは、一つは、原子力発電の場合に当然使用済みの核燃料が出てまいりまけれども、これを安全に廃棄しなければならぬという一つの要請がございます。それと一つは、再処理いたしました結果、ウランでまた使える部分が出てくる、これは資源の有効利用という観点がございます。

そういう政策上の背景があるわけでございますが、税制プロパーの議論として考えますと、原子力発電時、つまり核燃料を燃やしているときに再処理費用というものは発生しているわけでございます。再処理の技術が開発されてまいりまして、かなりこの技術が安定してまいりまして、したがって、再処理費用単価を予見し得るぐらいの精度にまで技術が安定してきましてございます。したがって、今回、その再処理費用の単価から、大ざっぱに申し上げますと、回収されますウランの単価を差引きましたネットの費用単価を算出したしまして、それを発電時の核燃料燃焼量に掛けて準備金を積み立てる、現実には再処理費用を支出したします段階で、それに対応する準備金を取り崩す。

したがって、租税特別措置法でお願いしたいとしておりますけれども、基本的には、この準備金は、ただいま申しましたように核燃料の発電時に確実に発生しておるものでございまして、費用収益対応という考え方から見て、企業の課税所得計算上も非常に合理性を持った準備金であるというふうな考えでおるわけでございます。

ただ、そういう背景でございますので、税制上の仕組みといたしましては、電気事業法に基づきまして通商産業大臣が指定する事業年度から、その考え方は、ただいま賛輪委員もお触れになりましたように、その再処理費用が料金算定上の原価に算入される、つまり、企業の業務上の計算上も原価として計算するという時点で、税制上もそれ

を受けとめるという仕組みにしてあるわけでございます。

○賛輪委員 いままで、すでに各電力業界が積み立てているわけですが、それがすぐ免税になるとかというふうなことはしないように聞いておりますけれども、いずれにしても、準備金制度を設けて原価政策を推進していくという形になるというふうには私は思ふのです。

従来はコストで計上されてなかったものを、これからコストとして計上していくということで、それがまた多額なものになるという状況では、これが電力料金の値上げということに非常に密接なつながりを持つてくると思うのです。核燃料再処理費用というものが、当初の予想と全く違つてべらばうな額がかかるんだということが最近になって明らかになってきております。昭和三十一年にトン当たり八百九十五万円というふうに言われた再処理費用、それが今日では一億五千万ぐらいだというふうに言われてます。これはもう十六倍にもなっているわけで、予想をはるかに上回るものだと思うのです。

再処理技術そのものが確立されてないという状況のもとで、わが国でたった一つの東海村の動燃事業団の再処理工場では、先月十九日から事故で全面休止という事態に立ち至つております。世界的にも、こういう状況のもとで、原発の見直しというのが強まつてきていますし、昨年計画されたもののうち、五十基が中止になつていっているという状況もあります。

この改正法のもとでは、具体的には政令でいろいろなことを決めるというふうになつていますけれども、やはり電力業界に恩恵を与えるというものであることは間違いない。完全な再処理ができないうちに、見込みが恐ろしく狂うような非常に未開発、未完成な技術のもとで、ずさんな計画のもとで原発をどんどんと進めてきた。そのしりぬぐいを税制上ではこういう形で処置していく。それでは国民にとっては、免税にしてやるといふことと料金値上げを押し上げることで二重の問題が起

こつてくるというふうには私は思ひます。

電力業界は、すでにこれまで東京が四十億円、中部が五十億円、関西が百五十三億円、中国が十六億円、四国が二十四億円、九州が三十六億円、合計六社で三百二十億円も引当金を計上しているという状態です。いまでは有税でつけけれども、今後これが無税の部分が出てくるということになります。電力もふえてくるということになれば、積立額もふえてきてますし、それが再処理費用の非常な値上がりのもとで、税金の面で一体どれだけ減収になるのかわからないことは、ある程度見込みを持たなければならぬと思うのですけれども、大蔵省としては、大体どれくらい減収になるのかというふうには踏んでおられるでしょうか。

○梅澤政府委員 先ほど申し上げましたように、この準備金を積み立てますのは、通商産業大臣が事業年度を指定されるわけでございます。五十八年度中につきましては、まだその動向が明らかでございませぬので、減収額は計上いたしておりません。

今後どうなるかということですが、これは、むしろ通産省の方から御説明した方がいいのかと思ひますけれども、私も通産省からいただいた資料では、先ほど委員の御指摘のありました五十七年の三ヶ月決算、現在有税で積み立てている額が九億九千三百二十億円でございます。五十八年の三ヶ月に、間もなく決算期が到来するわけですが、引き続き有税の積み立てが行われるということになるかと思ひます。

したがって、今後通産大臣がいつ事業年度を御指定になるかということですが、先ほど申し上げたように、当面年間の使用済み核燃料の発生量見込みは五百トン程度、先ほど再処理単価一トン当たり一億五千万とおっしゃつたわけですが、私も聞いておりますのは平均一億四千万程度、ということにいたしますと、平年度で当面五百億円前後となるといふことにならうかと思ひますが、減収額は、も

ちろんこれに税率を掛けなければなりませんので、五百億円が減収になるわけじゃございません。

○審議委員 いま主税局長がおっしゃった一億円というのは、再処理費用ではないと思うのです。

これは、回収されるプルトリウムなどを差し引いた損失額といえますか、そういうようなものになるというふうに思うので、ちよつとその辺は違ふのじゃないかと思ひますけれども、いづれにしても、これにとどまらずに、この考え方を推し進めていきますと、高レベルの放射性廃棄物だけではなくて、低レベルの放射性廃棄物の処理や廃炉のための費用とか、今後原発を進めていくに当たつてかかるであろうものもコスト計算されて、それが税制上は措置されていくというふうになるとすれば、これは大変なことになるのじゃないか。

四十五年以来、使用済み核燃料の再処理費用というのがずっとたまっていくわけですが、そういう問題もどうするかということにもなりますし、それらが全部積み重なると電力の消費者のところにのしかかってくるということになれば、もともと原子力というのは、すぐ安く安全だということに宣伝されていますけれども、安全どころが大変危険なものであり、なおかつ高価なものである。どんだんと廃棄物は出しながら、その処理については、東海村でも本場に故障ばかりしている、イギリスやフランスに頼んだりもしているけれども、本来そこで当初の計画では回収されるプルトリウムやウランの方が高いはずだといふ計算だったのが、とんでもない計算違いになってきている。始末もできない。実態はトイレのないマンションのようなもので、非常に不完全だといふふうには言わなければならないと思うのです。こういう危険なものをに対して税制上措置するというのは、私は、やはり不公平を一層拡大するものになるということで、こういう措置はやめて、むしろ、もともと原発政策そのものを見直し

ていくという、そういう方向に立たなければならぬというふうに思います。この点についての大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○梅澤政府委員 原子力発電の問題は、むしろ、これも通産省の方から御説明した方がいかと思ひますけれども、いづれにしても、わが国の今後のエネルギー政策あるいは石油代替エネルギー対策をどの方向へ持っていくかという大政策に関係する問題でございますので、あるいは後ほど大臣の方から答えがあるかと思ひますが、税制上の議論としては、先ほども申し上げたように、確定に費用として発生しているものでござい

ますから、私も、これによって電力業界に不当な恩典を与えているとか、そういうふうな税制上の性格でないということだけは、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○竹下国務大臣 いまお答えいたしましたように、税制上の理論としては、いまお答えしたとおりだと私も思っております。

これを、いわゆる電力行政なんぞその中に占める原子力行政、こういうことについての批判は、それなりに、よって立つ基盤、立場の相違からしてあり得ると思ひますが、私もいたしましては、今日まで考えてきておる原子力のいわゆる安全利用という立場から、原子力行政というものはきわめて大事なことであつて、そして、それが発電という平和利用に供された場合、それがまさにまた電気事業そのものの中で必要な措置として、結果としてこういう制度が生まれていったというふうに理解をしております。

○審議委員 原発政策そのものをここで大議論するというのは適切でないかと思ひます。また別の場所ではそれはやりたいと思ひますけれども、私は、従来税制上そういう措置をとつてなかつたのに、今回改めてやっていくというあたりは、その推進役を果たすということはどうしても避けられないことだと思ひます。

そこで、大臣がおられるうちに、また何点かお聞きしておきたいと思ひますが、特に所得税減税

の問題で再三議論がありますけれども、「景気浮揚に役立つ相当規模の減税」というものが約束されて、その実現の見通しというところが重大な関心になっております。大蔵省としては、これは政府として約束したわけですから責任があると私は思ひますけれども、どういふ見通しでこの実現を果たされるのか。前にも大変明確でないお答えばかりでしたので、できるだけ明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは、ある意味において明確でないことが非常に明確なことであるというふうにも言えるかと思ひます。

私もいたしましては、与野党の合意を尊重して、財政改革の基本的考えを踏まえながら、減税実施のための真剣な検討を進めてまいり、これに尽きるわけでございますが、与野党の合意の中に、必要な財源を確保してそして減税をしろ、こういうことになっております。したがつて、財源ということになる、直ちに安易に、それは特例公債をもつて充てるなどということになれば、これが金融市場に与える影響からいまして、景気の足を引っ張る要因ともなりかねないし、また財政改革の基本にも触れることでございますので、そのことを考えるわけにはいかぬ。

そういうことになると、やはり今後の税収の動向を見きわめながら、そして国会の論議を踏まえて、それから小委員会においていろいろな説論がなされておりました事実も承知いたしておりますので、場合によつては、参加された小委員の先生方を追つかけてでも意見を聞きながら、精力的に努力をしなければならぬ課題であるというふうに受けとめております。

○審議委員 財源問題について全く何の保証もない、これから何と探してこよう、そんな感じがしてならないわけですが、探すにしたら、それらしいものはすでに予算の中で精いっぱい集めてきたという状況のもとで、今後どうなるのかということについては、逆に、一体本

当に減税はやられるのだろうか、全く見通しがな

いというふうに断ぜざるを得ないわけですね。本来、減税を実施するというその意思があるならば、それは、やはりきちつと五十八年度予算の中で明確に位置づけておかなければならないと思ひます。私どもの党は、予算の組み替え提案で、税額控除方式などを中心にして課税最低限を二百八十万円まで、その程度まで引き上げる、それでサラリーマンはもろんのこと、パートや内職や業者婦人などにもその影響がいくような、全体として減税の影響が及ぶ一兆円規模の所得税減税を行うように要求してまいりましたけれども、本格的に減税を実施するということならば、やはりそれに見合う予算措置がきちつと講じられなければならぬと思ひます。そういうやり方を今後なさるお気持ちは全くありませんか。

○竹下国務大臣 これは、いろいろ各方面の意見を聞きつつも政府の責任でやれ、こう仰せられておるわけでございますから、そういう措置をとらなければならぬということを念頭に置きながら、これから検討を進めていく課題である。

いづれにいたしましても、五十七年度の決算が確定いたします時期というのが、一つのこの本格的検討を始める機会にもなるかな、こう思っておりますので、いろいろな御意見を体しながら、これに真剣に対処していきたいという考え方であります。

○審議委員 どうも確実に減税が実施されるといふ感觸をつかむことがどうしてもできないわけですね。むしろ減税の雰囲気のもとで期待感のみで推移しながら、先のことは先に考えようという感じが受けとめられます。それではいけないんです。

そして同時にまた、将来減税財源がどうにもこ

他の名前をつけようとも、国民が導入に反対している大型間接税というものを全体としてやってもらうては困るという立場なわけで、従来、国会の決議があった一般消費税(仮称)、これでなければ何でも国会決議に違反しないのだという立場をとられるようでは、こそくな手段と言わなければならぬと思うわけです。やはり私も、どうしても物価の上昇ということが大変心配です。税金問題について本来減税を求めてみたところ、逆に大型間接税の導入によって税の逆進性が推進されるということになったんじや、何にもならないというふうな不安を持つわけです。税制調査会における検討の対象については枠を設けないというふうな、大臣は再三申されておりますけれども、私は、国民の事情からいって、このような大型間接税の導入についての検討は一切やめるという方針を大臣がすばつととっていただくことが必要じゃないかと思ひます。それについての大臣の御見解を伺いたい。

○竹下国務大臣 五十四年に行われましたこの国会決議、これはやはり基本に置くべきであるし、税制調査会等に広範な御諮問を申し上げても、税制調査会の方々は、そういう経緯はわれわれも報告をしておりますし、十分認識の上で御検討をいただくわけでございます。

何分にも、臨調の最終答申をちょうだいいたしました。「増税なき財政再建」をやれ、「すなわち、予算編成において、いわば糧道を断ちつつ、歳出の削減によって財政再建を図る限り、おのずから既存の制度や政策の見直しは不可避となり、そのことが本格的な行政改革の推進につながる」という期待されるからである。」という文章になっておりますので、安易な増税というふうなものを念頭に置いてはならぬということは十分承知しております。

○養輪委員 どうも大臣の決断をお聞きすることはできないようでございますけれども、再三繰り返して申し上げておりますように、私どもは、減税と増税の抱き合わせは御免であるということをお聞きしたいと思ひます。

強く申し上げておきたいと思ひます。続いて租税特別措置についてお聞きしますけれども、先ほどちょっと御質問もございましたように、海外債権損失引当金というものがまた出てきております。この問題について、どういふふうな大蔵省が今後措置していくのか。核燃料再処理準備金にたいし、最初是有税でやっておいて、後になつたら無税にするというふうなやり方で、結局のところ銀行の要望を実現していくという方向で考えておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○梅澤政府委員 午前中の御質問にもお答えしたのでもうございますけれども、特定の海外債権についての引当金、いま有税積み立てというふうなことで各金融機関が対応しようというところは私も承知しておりますけれども、税制上の課税所得の計算上、たとえば引当金を損金として認めるというふうなことを具体的に税制当局として考えておるわけではございません。

この問題については、現時点では一切予断を持つておりません。ただ、現行の貸倒引当金との関係はどう考えるのか、それから特定債権ということになりますと、本来の議論としては、債権償却の問題だろうと私は思ひます。そういふ考え方も持つても、諸外国でもいろいろ対応をしておるということでもございますので、そういうこともらみ合わせながら、一つの研究の課題にはなるのかなというところでございます。現時点で、これを無税の引当金にするというふうなことを決めておるわけでもございませんし、そういう考え方も持つておりません。

○養輪委員 現在幾ら積み立てているということ御承知でしょうか。

○宮本政府委員 特定海外債権の引当金につきましては、この三ヶ月の決算でやることになっております。その三ヶ月の数字が確定いたしております。現在のところまだゼロでございます。

○養輪委員 新聞では何百億というような話もあるのですけれども、今後これが、さつき申し上げたように、当初は有税でそれから無税という方向になるのじゃないかという心配がありますので、そういうことのないように、私は、大臣にもぜひ安易な特別措置を次から次へとつくることのないようにしていただきたい、そのことについて大臣の御見解をお聞かせください。

○竹下国務大臣 いわゆる租税特別措置というのは、そのときのまさに経済的必要性等に基づいてやられるものであつて、そして一応の目的を達したらそれが廃止されていく、だから峻厳な態度で臨むべきであるという基本的な考え方であります。

○養輪委員 大臣、時間もありませんので、もう一点だけお聞かせください。

私は、かねて、大蔵委員会に所屬して一番最初の質問のときから、パートタイムの課税最低限を引き上げるようにというのを強く要求してまいりましたけれども、今回の税制改正の中でもそういう配慮がされておられません。しかし、そういう要望も非常に強くなつておりますので、この点で、ぜひパートの課税最低限の引き上げということを強く求めておきたいと思ひますが、お聞かせください。

○竹下国務大臣 これは現行の二十九万というのはやはりぎりぎりの問題でございます。現行税制そのまゝの中でこれだけ特別扱いをするというのは、これは問題が多いということであります。

○養輪委員 おっしゃる通りに、税制全体にかかわる部分もございまして、やはり全体の課税最低限の引き上げという措置をしていただかなければならない。それが緊急の課題であり、所得税減税の重要な内容であるというふうに思ひますので、強く要望したいと思ひます。

次に、かねてから質問しております譲渡性預金、CDの問題ですけれども、CDについての有価証券取引税の課税、これは、昨年二月二十四日に私が本委員会でお聞きしたときに、当時の福田主税局長からは、CDが有価証券化するかどうか

か見きわめて答えを出したい、見守つていてというような答弁でございましたけれども、その後、見守つた結果どのような御見解でしょうか。

○梅澤政府委員 CDは有価証券取引税の課税対象にしろという御指摘が従来からあることは承知いたしておりますが、申すまでもございせんけれども、現在、有価証券取引税の課税対象にいたしておりますものは、証券取引法に言う有価証券ということになっております。

前回は御答弁申し上げたと思ひますけれども、CDは有価証券取引税の対象にするかどうかというところにつきましては、本来、現在の有価証券取引法というのは、個人あるいは法人が投資もしくは投機の対象として保有する有価証券という考え方で、いわば投資者保護のような観点から法律がつくられておるわけでございまして、現在、CDの法的性格につきましては、むしろ指名債権と申しますか、譲渡性は持つておられるけれども指名債権であるというふうな位置づけられておるわけでございます。したがって、税法上は、有価証券取引税の課税対象としないかわりに、譲渡が起りました場合には所得税が課税される、所得税法上も移転が起りますと金融機関を通じて税務署に調査が参るといふ仕掛けになっておるわけでございますが、引き続き、この問題については、今後のCDのわが国金融市場における定着化の状況等を見ながら判断すべき問題であると考えます。

さしあたり五十八年度で有価証券の課税対象にするという結論は見出せなかつたということでございまして。

○養輪委員 五十八年度の税制改正の中で、CDについて有価証券として課税をする、そういう問題について検討はされたのでしょうか。

○梅澤政府委員 これは、前回も御説明申し上げておりますように、私も内部では、この問題に限らず、いろいろな経済社会の進展の状況に応じて絶えず対応ができるように勉強はいたしておるわけでございます。

○養輪委員 CDについては有価証券取引税がかかる

からないということで、税制上不公平であるという指摘が前からされてまいりました。証券業界からは現先取引に対する免税ができないのなら債券現先とCD現先を課税に公平にせよ、そういうような意見も出ていたわけですが、当然のことだと思ひます。

このCDについては、五十三年十二月二十七日の金融制度調査会におけるCDの具体案に関する検討結果というところで、将来、証券法上の有価証券に指定される場合には、金融機関等、証券会社とも取り扱えるようにすることが望ましいというふうな指摘しているわけで、金融制度調査会としても、CDが有価証券に指定されるという可能性について十分承知した上で、こういう結論を出していると思うのです。

特に、この四月から海外物のCDやCP、いわゆるコーポレートペーパーも販売されるというふうにも言われてますけれども、こういう状況のもとで税を適正に課税する、公平に課税するという観点から見て、このCDやCPについて真剣な対処が必要ではないか。前から指摘されていて、見守っているというのがいつまでも続いているというのには適切でないと思ひますので、もうこの辺で判断をしていただかなければならぬのではないかと思ひます。いかがでしょうか。

○梅澤政府委員 海外物のCDやコーポレートペーパー、これはまだわが国に販売されておられないので、この問題については、それこそ今後の市場の状況を見なければならぬということでございます。

国内のCDの問題につきましては、先ほど来御説明申し上げておりますように、必要な対応ができるように、引き続き検討しながら情勢を見守っていくということでございます。

○養輪委員 企業が要求するような特別措置については、きわめて敏速に特別措置が認められなければ、こういう税の不公平を是正するためにかねてから指摘されている問題については、なかなか実現しないという点について、非常に問題があるう

かと私は思ひます。

税の問題については、財源を確保するという意味と同時に、やはり適正、公平ということが、単に言葉だけではなく、具体的に税制改正の中であらわれてこないか、これらは本当に国民にとつて納得できないかということを強く指摘をしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○森委員 午後一時二分休憩。

午後六時五十八分開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○阿部(助)委員 大臣、大蔵省苦勞さんです。

まず、大臣にお伺いいたしますが、課税の公平が税制の根本原則だ、公正なる社会実現の保障であるというふうにいまままでおっしゃってきかたと思うのですが、この立場から租税特別措置の整理を進めるという、こういう考えには変わりないのでしょうか。

○竹下国務大臣 基本認識は一緒でございます。○阿部(助)委員 主税局長にお伺いしますけれども、大蔵省は行政当局として、今日なお、利子所得、配当所得の総合課税を行うべきとお考えになっておられるのかどうか、お伺いします。

○梅澤政府委員 利子配当の適正な課税のあり方の理想的な姿としては、総合課税であるべきだということふうに考えております。

○阿部(助)委員 国税庁長官にお伺いしますけれども、国税庁では、五十七年の八月に預貯金をお調べになったというのが新聞に出ておるのですが、そのときに調査した件数百六十七件の簿外預金を調べた結果、これは新聞に詳しく書いてありますけれども、相当多くの部面でマル優制度が脱税に使われておった、ひどいのは、仮名口座を設ける際に、通りを歩いておつて目についた表札を片端からメモをして住所、氏名を無断で借用していた、百七十六個も印鑑が見つかったなどとい

う皆さんのあれが出ておるのですが、やったことはありますね。

○福田(幸)政府委員 ございます。

○阿部(助)委員 そうしますと、政府は、課税の公平が大切だ、こうおっしゃつておる。主税局長は、利子配当の総合課税はやるべきものだ、こうおっしゃつておる。

国税庁に聞きたので、もう一つ念を押して聞きたいのですが、そこで国税庁としては、グリーンカードは十二月政令で一応とめたけれども、それまでは法律が生きておるわけですね。そうすると、一月一日に要求があればカードを出すことになっておつた。その態勢は完璧とは私は言わなけれけれども、大体整えておられたのでしょうか。

○福田(幸)政府委員 お答えします。

グリーンカードの準備は五十五年から進めておりました、五十六年度、五十七年度にかけまして、建物の方も朝霞にセンターが完成する段取りに至つたわけで、一方、システムの開発を進めるということでは約二億八千万使つております。カードの準備までは正直言つて用意いたしておりません。というのは、昨年の八月ごろ延期法案という動きがございました。これは政治の問題ではあるうと思ひますが、その辺で相当膨大な経費をかけていかという問題がございまして、非常に迷つたわけでございます。

しかし、一方いろんなシステムの開発等につきましても、いままでもやってきたものをどうするかということ、まあそれはやりましたので、それはそれなりとして、今後そこで凍結するというか準備をどこでとめるかという問題、これは行政の方、執行の問題ですから、国会の動きというものはどうしても関心を持つわけですが、やはり法律があるということはどう考えたらいいかということ、正直言つて秋口から準備は進めておりません。そして十二月二十八日の政令が出ましてからは、その政令にのつとつて準備はストップしたというところでございます。

そういうことで、執行当局としては、第一線の

混乱がないようにということに注意しながら、一方、その法律があるということを受けて予算も要求はいたしておりました。予算の要求はいたしておりましたが、これは予算編成段階のところ政令が二十八日に出ましたし、予算としてはこれが計上されないという査定でございましたので、それ以降ははつきりこれを準備しない形であるわけでございます。

○阿部(助)委員 政令が出たからは、それはわかりません。しかし法律があるのですから、やつておらないとすれば怠慢なんだな。法律があるのだから。その政令が出るまでは準備をしなければいけません。しかし、その準備を八月末からやめたとおつしやれば、八月末から五月月ぐらいだから、やろうと思へばそう長い準備期間はないのでしよう。

○福田(幸)政府委員 準備は着々と進めておつたわけで、私自身、正直言つて法律を守るといふ立場を再三答弁申し上げたわけですが、そして、法律を受けて執行がそれを推進するというのが行政の立場であるということとは当然です。しかし、一方において政治の方で法案提出という事態、これはやはり重大に受けとめるということも常識的な行政の態度であるうと思ひます。

これが、われわれ執行にとっては非常に悩む点でございますし、特に私はその点、主税局長としての立場があつた時点と、その後執行に移つてからの時点、執行としては混乱がないようにということとを頭で置かざるを得ない。そして、これが議員立法ではあります提案があるという事態はやはり受けとめて、その間検討をどうしたらいいかということ、従来の建物の関係それからソフトウェアの開発のあるところ、八月の出た時点では、正直言つて私の責任でこれはとめたということ、そして、それが予算及び政令で明確に定まつた一月以降は、やらないということしか行政としてはやりようがないということであつたわけでありました。

○阿部(助)委員 政府は課税の公平が大切だと言

い、主税局は利子配当の総合課税はやりたいたいと言ふ。国税庁はとめたと言ふけれども、八月にとめて十二月まで何カ月もない、やれば準備にその時間がかかるはずがない。にもかかわらず、政府は三年間の延期を提案しておいでになった。

一度法律として成立したものを訂正するというのは、これは、大臣一体どういうことなんですか。重大な事情の変更の政治的理由がはつきりしなければならぬと私は思うのだけれども、まず、なぜこれを三年延期するのかという理由、もう一つは、なぜ三年にしたのかということをお大臣からお答え願ひたいのです。

○竹下国務大臣 これは、全くもって私にとつては正直なところ苦しい答弁とでも申しましようか、そういうことであります。

それで、私が大蔵大臣でありました昭和五十五年の第九十一国会、政府提案として私が提案理由を申し述べた御審議をいたして成立させていたのだいたいのことであります。その後、現在までの事態の推移を見ますと、従来の利子配当課税制度に大変革をもたらすというものでありますだけに、いろいろな議論が起きてまいりました。そうして、それこそ郵貯あるいは金、ゼロクーポン、中には金庫が売れ出したとか、いろいろな議論が出てまいりまして、必ずしもこの制度の責めに帰することとが適当ではないと思われるものでも、そういう議論が出てきたことは事実であります。

そこへ持つてきて昨年八月、さすがに私は提案者ではございませんでしたが、多数の議員の賛同のもとにグリーンカード制度の五年延長案というものが議員提案をされた。その後、私はまた大蔵大臣を拝命をした。まさにこれからでもでございます。希望者がなかったからとでも申しましよう。

それで、一体どうするか、本心に考えました。が、現実問題として、しかし国会というものが存続しておる限りにおいては、その可能性に対する期待権というものがあるという事柄にないならば、その法律の決着がつくまでは、どうしても新しい方針を発表するとかいうような行為は差し控

えなければならぬ。それで、十二月二十五日にまさに参議院でこの最終的な法律案等の決着を見る直前に、廃案ということが決定したという通知を受けたわけでありまして。

したがって、いかなる法律も、いわゆる国民の理解と協力あるいは制度への信頼が得られないことには、これはその効果を上げることはできない。初めからそのことはわかつておるのじゃないかと云われれば、まさにそれまでのことでございまして。したがって、法的安定性という観点から、とにかく一定期間ひとつ凍結しよう、こういう考えにあつたわけでありまして。しかしながら、これは長い間政府税調でも御議論いただいた問題でもございまして、お諮りをして、この際グリーンカード制度自体を三年間凍結するということにしたわけございまして、まことに、これは異例の措置であるというべきであると私も思つております。

したがって、部内の議論というよりも、政治家の議論の中には、従来も議員提案というものが存在しておつたのだから、議員提案で決着をつけるべきだという意見もございまして、やはり政府提案として御審議いただき、大方の御賛成をいただいて成立したものでありますから、政府提案で真つ正面から御批判を受けながら提案するのが妥当である。特に、出した者が私でございますから、筋としては、その方が政治家としてもよろうという判断をいたしまして、提案をしたわけでありまして。

三年、あるいは議員提案は五年になつておつたというところもいろいろ議論をいたしました。これは専門家からお答えした方が適切であると思ひますが、少なくとも本法律案が成立したならば、適正、公平な利子配当課税の実現という政府の基本方針には変わりはないと思ひますので、できるだけ早い機会に、国会での御論議を踏まえながら、改めて税制調査会で検討していただく、こういう筋にしたわけでありまして、まあよくぞ申し上げましたが、わかつた、おまえの措置は

ばだと言つていただけるとは私も思ひません、率直に言つて。だから、やはりすべての、ある意味において私なりに考える政治生命とでも申しましようか、そういうことの判断基準の中に、かくすべきであるという決定をして御審議をお願いしておる、こういうことであります。

○阿部助委員長 大臣の答弁は私にはよくわからぬのです。国民の理解だ、信頼だ、こう言う。また自分が出したのだから自分が引つ込めるのだと言ふ。それはそれで筋が通つておるつもりかしらぬけれども、私にはわからない。

というのは、大臣、国民にこれだけ大きな権利義務を与える問題を、あなたはこれをおつくりになつた。それで、これは五十五年の速記録、これだけあるのだ。私は全部読ませてもらひました。大臣、大変つばな答弁をいひつぱりしてありますよ。総合課税には早くしなければいけぬ、そのためにどうしてもこれが必要なんだなどという、私は、これを一々読み上げたらあつたまでかかつてしまふから読み上げませんが、それだけ国民の重大な権利義務に関する法律をおつくりになるといふのは、私は、大臣はそれなりの政治信念を持つてこれをおつくりになつたのだと思ふのだ。そうでなしに、何か官僚がつくつたからそこへめくら判を押したとは思ひえない。竹下さんともあるものが、そんないいかげんなことをするはずがないと私は思ふ。自分で信念を持つて、これだけ国民に大きな権利義務の変更をする問題をおつくりになつたのだ。それ

が、反対があるから、国民の理解と信頼性と言ふが、何でもこれをはかるのです。何でもあなたはそれをおおかりになつたのです。

それならば、私はもう一言言ひたいけれども、じゃ、われわれが反対をしたら、これから新しい税法はおつくりにならない、こうおつしやるなら、それはわかりません。何がしかの反対があるのはあたりまえであります。税法なんというものは、大臣、モグラたたきみたいなのだ。こつちをたたけば、こつちが出てくるものなんです。全

部完璧だなんという税法があつたら見せてもらいたい。そんなものはあり得ないですよ。それを何がしかやりつづ、よりよい方向へ持つていくというのが当然過ぎるほど当然だし、いままでの税法だつてみんなそうでしょう。一つくつたら、それが完璧にうまくいくなんていうことはない。みんな抜け道やいろんなものが出てくる。まさにモグラたたきみたいなのだと私は思ふ。何がしかの反対があるから私は変更しますなんと言ふなら、われわれがこれから租税特別措置、みんな反対しますから、みんなやめますか。私はあなたのその理論はいただけないのです。

国民の理解と信頼とおつしやるけれども、つづつたとき、一体あなたはどのような信念を持つてこの法律をつくられたのか。それで、わずかの期間でこれだけまた変更する。私がつくつたんだから、私がやめるのがあたりまえだなどというものは、政治家として、国民の大きな権利義務に関するものを扱う政治家としては、私は、その言葉はいただけないのです。もう一遍御答弁願ひたい。

○竹下国務大臣 これは一番言ひたくないことでございまして、一番大きな事実というものは、多数の議員によつて提案をされたというものは、ある意味においては、国会のマジョリティーを持つた政党に所属される方々というものはまさにマジョリティーでありますから、多数であるわけでありまして、それが大きな判断になつたことは事実であります。しかし、少なくともそういう信念を持つて提出したものであるならば、それらのマジョリティーの動きとはいへ、これに対する説得の努力、これは確かに必要であると思ひます。その説得の努力というものが功を奏するに至らなかつた、こういうことがやはり一つの大きなゆえんであると思つております。

自分が出したから自分がまた凍結するということについては、これは最終までこの見解というものは批判されてしかるべきものであると自分でも思つておりますが、だからといって、また、そういう引き続いたマジョリティーを持つ提案という

ものに期待をかけたあり方というものは、自分自身の提案というのが自分の心の中で消化し得る一つの論理体系であった、こういうことであります。

○梅澤政府委員　ただいま大蔵大臣からるる御答弁があったわけでございますが、実は、私も御提案申しましたときの担当の審議官でございまして、行政官の立場から、一言お答えする機会を許し願いたいと思っております。

五十五年の所得税法改正で、利子配当課税の総合課税について少額貯蓄等利用者カードでやらせていただくというのを提案したわけでございまして、これは、それまで約一年間、足かけ二年税制調査会である御議論をいただきまして、利子配当の総合課税をする場合の一番の問題点は、利子配当の受取人の本人確認の問題と、大量の名寄せの仕事をする技術的なシステムをどうするかという点でございまして、いろいろ議論が行われたわけでございまして、その経過はすでに世の中に公表されておりますが、その時点で、現実的なあり方として、利子配当に限定したカード制度が一番適当な方法であるという結論を得たわけでございまして、

ただ、その場合にも、これはその当時からも申し上げておいたわけでございすけれども、わが国の近代における利子配当の課税制度を見ますと、明治三十二年に所得税法ができました以来ほとんどの期間、特に利子課税につきましては非課税もしくは分離課税で四分の三世紀以上来たわけでございまして、したがって、これを一挙に総合課税に転換することは、まさに画期的なことでございます。

その意味で、日本の場合、何千万という人が金融資産を持ち利子を受け取っているわけでございすから、この人たちの慣熟といえますが制度の理解、これが当然前提になるということで、もちろん執行当局の準備も要るわけでございすけれども、本格実施については三年間という準備期間をもつて提案したわけでございす。

ところが、その準備期間の進行の過程で、先ほど大臣が述べたお述べになりましたように、客観的な事実として、いろいろな議論が巻き起こってまいりました。同時に、制度に対する信頼感と申しますか法的安定性という点から見ますと、このまま直ちに本格実施に移る場合に、やはり混乱は避けられないのではないか、これも客観的な事実として私はあつたと思つてございす。

したがって、大変異例のことではございまして、五十八年度の年度の税制調査会の御審議が終了した後、年が明けまして急遽税制調査会にお諮りいたしました、結局、法的安定性という観点から、混乱回避という点も含めまして、たゞいま御提案申し上げているような措置は当面やむを得ないだろう。ただし、その場合においても、政府においては、この提案をする機会に、内外に利子配当の適正課税に対する政府の方針はいささかも変更しないということを宣明すべきである。その旨を、法案が決められました閣議におきまして大蔵大臣から御発言いただき、記者会見で官房長官からも、政府の態度として正式に表明されておるわけでございす。

ところで、三年間凍結という措置をどうしてとつたかということでございますが、ただいま御提案申し上げておりますように、五十五年の所得税法本法でお決めいただきましたカード制度を中心とする総合課税の制度は、法的には一応そのままとさせていただきます。とりあえず租税特別措置法で三年間適用しない、いわば俗語で言えれば凍結するという措置をとっておるわけでございす。

これは、ただいま申しましたそういう客観的な事実を背景といたしまして、現時点で政府としては、今後の利子配当課税に対するあり方について一切予断を加えることなく凍結する、もし国会で法案をお認めいただければ、先ほど大蔵大臣からもお話ございましたように、税制調査会で早急に利子配当課税の今後のあり方について御結論をいただきたいということでございますが、もちろん

んその場合に、法的安定性という観点から申しますと、議員提案のように五年という期間は長過ぎる。なぜ三年かということでございますが、仮にもう一度御議論を願つて、たとえばカード制度を全部あるいは部分的に行うという場合でも、先ほど国税庁の方からも御説明がありましたけれども、少なくとも、いまからまたグリーンカード制度を行うという結論が出た場合に、執行当局としては、一年以上の準備期間を必要とするわけでございす。したがって、早い機会に、たとえこの秋に結論が得られたとしても、所得税の暦年課税という観点から見れば、最低限度三年間の凍結期間が必要とする、それ以上延引すること、法的安定性という観点から望ましくないと、うことで、三年間の凍結という措置をとらせていただいたわけでございす。

五十五年の所得税法の改正審議に当たりましては、当委員会でも野党も含めて大変いろいろな角度から御審議いただき、御支援をいただいたわけでございまして、そういう経緯にかながみましますときに、ある意味では大変申しわけないような結果になつたわけでございすけれども、そういう事情を十分御察察いただきまして、何とぞよろしく御審議のほどをお願いしたいと思つてございす。

○阿部(助)委員　混乱があるとあなたはおっしゃるけれども、どういふ混乱があるのですか。先ほど国税庁の方では、いろいろな情勢を見ながら八月からこの作業を始めた、こうおっしゃっておる。八月から十二月まで何カ月もない。それをなぜ三年というあれをしたのかというのは問題がある。

一つは、これを審議する五十五年のこれをござらんになってござらんない。三年では長過ぎる、もつと早くやれという意見、もう一つこの中にあるのは、総合課税はそれより前にも進めるという意見が野党に圧倒的なものだ。それを高橋局長とか伊藤田次長は、何だかんだと言いがら、この準備にこう要ります、ああ要りますということでは

三年たつたらやりますというふうに言つておるわけですよ。この質問の大半の委員の一致しておるの、三年では長過ぎる、不公平税制を是正するという点でもつとこれを急ぐべきだ、こういう意見が圧倒的なのです。

けれども、あなたは、これをやれば何か混乱が起きる、こうおっしゃる。どの程度、どういふ混乱が起きるのか。皆さん、やつてもみないでそんなにわかるのですか。それならば私は聞きたいけれども、混乱を起こさないようなことをこの時点で少しも考えなかったのですか。何がしか金に逃げるとか、どこかへどう動くとかいうのは、さっき言つたように、モグラたたきみたいなもので、何がしかの預金の移動というものは、これはだれが見たつてある程度想定する。それを混乱だとおっしゃるならば、これは制定したこと自体問題があるのですよ。その混乱というのはどんな混乱なのか、これが一つ。

もう一つ、税調に相談して、税調に相談しておつしやるけれども、私は、税調というのは余り好きじゃないのだ。今度小倉さんがこういうことを言つておるのだな。この減税の問題、所得減税の問題なんかについては高度な政治問題となつてしまふ。税調としても、政府から話があれば、前の答申に余りとらわれずに、いい知恵を出していくことになる。これは新聞だから、本人がどうおつしやつたか私確かめたわけじゃないが、この新聞で見る限り、税調には一貫性もなければ何も無い。大変嫌な言葉を使えば、これは政府の隠れみのだ。税調の人は一人一人私たちが反対のようない、政府の御意見を聞く人たちは皆さんが人選をしておる。われわれに人選をさせれば、ああいう人は皆委員にしないですよ。皆さんが都合のいい人を選んで税調をつくつておる。その税調の会長たる者が、全然一貫性もなければ、政府から言われれば、いままでの行きがかりを捨てて知恵を出しますなんというのを皆さんがこておつしやるのには、もう徹底的に私は反論をしたいのです。

ある意味で言えば、税調はなるほど総理の諮問機関ということになっておられるけれども、国会こそが最高の議決機関であり、審議をする場だ。それを、国会の審議をやつていけばすぐ税調に逃げ込むなというところは、もうおやめになった方がいいですよ。余りそれをおっしゃるなら、私は何時の間でも、税調一人一人の名前を挙げて、失礼だけれども、これはどういふあれで、どういふことを言つたというのを全部挙げて棚卸しをしますよ。大体みんな皆さんが選んだ、失礼だけれども、御用学者と言いたいような人あるいは役所のOBみたいな者ばかり選んでおつて、あんなものが国民の代表とは私はどうしても考えられない。そんなものは余り税調、税調とはおっしゃらない方がいいですよ。言へば、私はそれを言わなければいけません。

もう一遍、混乱というのはどういふ混乱があるのか、私はそれをお聞きしたい。

○梅澤政府委員 御質問、御指摘の点、二つあるかと思ひます。

まず前段の、混乱とは一体的に何を意味するかということですが、これは、先ほども私が申し上げましたように、制度を提案いたしました時点で、わが国では四分の三世紀以上続いた分離もしくは非課税の制度を総合課税に切りかえるものですから、大変な制度の変革である。したがつて、委員が御指摘のように、あの法案の審議の段階で、もう少し実施の時期を早めろという御議論もあつたわけですが、少なくとも三年間は、執行当局の準備ということのほかに、大多数の人が、この新しい課税制度に移行していただくわけですから、この制度をよく理解され、気持ちの変化と申しますか、慣熟していただくという期間で最小限三年は要するというのを、當時も御説明申し上げたかと思ひますが、

その後、先ほど申しましたように、客観的事象として、いま直ちにこれを実施することについては、やはり三年という期間の経過ではやや不十分であるということですが、その場合の混

乱とは何を指しているのか、これは、私は二つの側面があると思ひます。

一つは、これも先ほど大臣が御指摘になった点でございますけれども、法案が成立後、四月以降の時点でございまして、郵便貯金へのシフトの問題が論じられました。それからほどなく、金へのシフトの問題あるいはゼロクーポン債へのシフト、いろいろ議論が行われたわけでございますが、あの現象がすべてグリーンカードに端を発し、グリーンカードの原因で起こつたというふうな私どもは考えてないわけでございます。しかし、世上そういうものと絡めて議論をされたということは事実でございますし、そういったまうと、金融資産の運用をする皆様方の中に、心理的にいろいろ危惧あるいは不安というものが生じてまいるということは否定できないという側面が一つでございます。

もう一つは、これはいろいろ御批判があるかと思ひますけれども、八月の時点で与党である自由民主党の議員提案が行われたということは、制度の行方について何がしかの、何がしかというよりも、かなり強いインパクトをもつて一般国民それから金融機関等に大きな心理的な影響なり制度の先行きに対する不安感を生んだということは、私は否定できないと思ひます。

そういう事態をそのままに放置して、この制度を実施するということには非常に問題があるということ、八月の時点で国税庁がほどなく準備をややスローダウンしたという経緯につきましては、これは単に国税庁の判断だけにどまりませず、当時大蔵省といたしまして、あの議員提案が行われた時点で、これが与党の提案であるだけに、事の内容の是非にかかわらず重大に受けとめざるを得ないということを内外に表明したわけでございます。

そういう客観的事実として、金融面あるいは金融資産の運用面での心理的な不安あるいは動揺のほかに、制度の先行きに対する不安、動揺、このようなものを含めまして、これをそのまま実施す

るとすれば混乱が起こるのではないかとということをお私どもは申し上げておるわけでございます。

もう一つは、税制調査会に対する御議論でございますが、私どもが税制調査会について、この問題の局面でいろいろコメントすることは適当ではないと存じますが、ただ、一月十三日の総会で、このグリーンカード問題の三年凍結に関連して小倉税制調査会長が集約された発言がございまして、それをそのまま読ませていただきます。

税制調査会としては、政府がグリーンカード制度を三年間凍結することとし、そのための法案を政府提案することについては、混乱回避の必要性、法的安定性等諸般の事情を考慮すれば、やむを得ないものと考えます。ただし、これはまさにやむを得ないということであり、このような事態に立ち至つたことについては、多数の委員から遺憾であるとの意見が表明された。当調査会としては、税負担の公平化を推進することは現下の急務であると考えており、今回の処置がこうした方針の後退を意味するものでないことを、政府においてこれを提案する際に内外に表明する必要があると考える云々、こういうことでございますので、もちろん税制調査会に対する御評価はいろいろあるかと思ひますが、御参考までに御紹介申し上げます。

○阿部(助)委員 税調の意見は参考聞いておきますが、こういうこともあり、大体私は税調というのはいくらも尊敬をしないです。それはいいけれども、どうも、四分の三世紀云々と言うけれども、税の公平の問題はイギリスの時代からですよ。税の公平の問題は長いのですよ。だから、それは理屈にならぬのです。税を取るということ、新しい税金を取るといふことをやれば、それなりに、取られる方は嫌な思いをするのは当然のことです。それは当然過ぎるほど当然なんだ。一体、それだけ皆さんが見通しなしにこの問題をやるのか。それならば、私は後でお伺いしようと思つたのだけれども聞きますが、税の根本原則である公平の問題はどうされるのです。

私は、これは大臣にお伺いしたいのだが、税の不公平というものがいろいろ問題になっておるし、税の公平をどう図っていくかというのは税法が決まつたときからの問題点であつて、これはもう四分の三世紀なんというもののじゃないんですよ。そうすれば、この速記録の中にも、る皆さんが、グリーンカードは三年にしても利子配当の名寄せや総合課税の努力をしるということをつくづくおつしやつておるんだが、皆さん、グリーンカードをやめた、これ幸いといふほど、総合課税の方でも三年間やらない、こういう方針なんでしょう。それとも、総合課税の方は進めていくということなのか。私はどうも、前段に申し上げたように、これ幸いに総合課税の方もそれまでぶんどつておく。もつと勘ぐつて言へば、三年たつたら、これは安楽死をさせるつもりじゃないだろうかという気がするので。

グリーンカードは、私は本当は余り好きじゃないのだ。本当は好きじゃないです。総合課税にできるならば、こんな番号に通じるみたいなものを私はやらないう方がいふと思うのです。そういう点では、私は基本的にはグリーンカード、グリーンカードと言いたくないのだけれども、総合課税をやるといふほどの皆さんが努力するのかもしれないのか、その努力をされるのですか、大臣。あなたの方は事務当局なんだから。

○梅澤政府委員 まず技術論を申し上げまして、あと大臣の御答弁があるかと存じますが、委員が御指摘のように、税の基本的な第一義的な原則はやはり公平でございます。これは仰せのとおりだと思ひます。

そしてしかも、利子配当に限定して公平な課税のあり方は何かということになりますれば、長年の税制調査会の御議論の過程でも、理想的なあり方は総合課税である。ただし、先ほども申し上げましたけれども、名寄せとそれから本人確認のきちんとしたシステムが整わないままに総合課税を

いたしますと、かえって不公平を招く。つまり、見つかる人と見つからない人がランダムに出てくるといような税制では、かえって不公平を招く。したがって、税制調査会の従来の議論の過程では、そういうきちんとしたシステムが整うまでの間は、むしろ分離選択税率を段階的に引き上げることによって対処すべきである、こういう文脈でいままでも作業が進められてまいりまして、五十五年の所得税法改正の際には、その手段としてカード制度というものが現実的な方策であるという結論に到達して、あの法案を提案したわけでございます。

今後の課税問題について、私どもは、その利子配当の課税の公平という観点を後退させる、あるいはおろそかにすることではございませぬけれども、今後どういふふうにするかということになりますと、やはり本人確認なり名寄せの技術的なシステムというものを一体どう考えるかという、その点から議論をいたしませんと、非常に抽象的な公平論に終わってしまうということだと感じております。

○阿部(助)委員 皆さんが参議院の予算委員会へ出したこの資料によると、詳しく言いませんが、銀行にマル優が二億件以上あるんだ。郵便局に三億一千八百万ある。やろうと思えば何ぼかできるんですよ。だけれども、これだけ不公平なんです。冒頭に読み上げたあの新聞じゃないが、百七十幾つも判こを持って、各銀行にみんなやっておるなんというのが出てくる。何か公平というのがたてまえだけであって、実際は皆さんおやりになる気がない。が、そういう姿勢から見ると、三年たつたら安楽死をさせるんじゃないだろうか。税調がどうのこのの、参考にしてくれと言われども、この税調の会長の発言から言えば、まあ皆さんから頼まれればいい知恵を出しますなんというのじゃ、ちっとも一貫性が無いだけに、私は、いまのあれは信用ができません。ということになる、税の公平というものは一体どうやってやるんだ。本当は、この三年間ギリ

インカード延期をお出しになるときは、総合課税はこうやってやりますぐらいのものを、私はつけて出すべきだと思うのですよ。それもやらないで、グリーンカードやめた、総合課税も全部やめたというのじゃ、これは、税務当局としてはもう問題にならぬじゃないですか。私は怠慢過ぎると思うのだな。

しかも、税の公平の問題は、私がこの大蔵委員になった当初から、前の先輩もずいぶんやつたようですが、私もやつた。私は、一番最初に質問したのだけは覚えておるけれども、私は、税の公平とは何だと聞いたら、塩崎君、大分困っていたけれども、税の公平という問題は、いままでもう耳にたがえるほどやられておる。しかも、こういう形で、皆さんのこの資料によれば、マル優のあれを利用しておる金額が二百兆、しかも人口をはるかに上回る二億件も銀行にあり、郵便局には三億一千万件もあるなんというの、これは、大変残念だけれども阿部助哉の家庭は一口も持たないのに、これだけあるなんというのは、私はどうも合点がいかぬのだな。これだけ皆さんやっておるのだから、何か代案を出してやるべきじゃないですか。これだけやれば、皆さんがそれをやれば、また金は何がしかどこかへ移りますよ。

それで、昨年の予算委員会では私にあなたに、分離課税の税率を三五%、地方税はかかりませんと、言う、地方税はかかりません、ただの三五%で全部終わらだなんというやり方は、本当は地方税法にも問題があると思うんだ。交付税の決まりから言う、と、三五%、国だけが取りました、地方税はやりませんというやり方は、私は問題があると思うのですよ。だけれども、それはきょうは触れませんが、これは、私はいかにも安過ぎると思う。それはあなたの方では、この三五%に引き上げてその年数がたつていないからというのが一つ。もう一つは、この税率を引き上げれば金が移動しますというところが一点。この二つがこの前の御答弁だったんですよ。何がしか移動するだろうということ

は、私はさつきから申し上げるように、モグラたたきみたいなものだから多少移動します。しかし、税率を引き上げるぐらいのことは当然考えるべきだし、二百兆もある、このことにもう少し大蔵当局は、これは執行する国税庁の方かも知れぬけれども、もう少し何とか考えてもいいのじゃないか。

私は、余り税金を取れ取れという話は嫌なんだけれども、うんと金持ちからはやはり少し取つていただかないと、財政はどうしようもないでしょう。それで片一方では、財政は火の車でございます、サラ金財政でございますなんてやつておいて、片一方では、二百兆もあります、人口よりはるかに多く、倍もありますなんというのが皆さんのこの資料から出てきておつて、それに手を触れようとしないうのは一体どういうことなのか。どういふふうにしてこれに対応しようとするのです。三年間は手をこまねいてこれは見送る、こういうことなんですか。これは、大臣だ。大臣の政策を聞いておる。あなたには、説明を聞くよ。

○梅澤政府委員 その前に、若干の説明を申し上げる機会をお許し願いたいわけでございませうけれども、三年間凍結する、何の代案もなしに凍結するのは無責任ではないかという御指摘でございます。

私どもは、その御指摘は甘んじて受けなければならぬ面もあるかと思ひますが、冒頭に申し上げましたように、今回三年間凍結をお願いしておりますけれども、三年間何もしないということではございませんで、なるだけ早く結論を出していただく。ただし、秋ごろに結論をいただきまして、二年くらいかかるということをお願いしているわけでございます。

それから、マル優並びに郵便貯金の件数の問題を挙げられました。従来から、口座数なり枚数が人口に比べて多いじゃないかという御指摘があります。委員御案内のように、その二億口あるとい

つて、したがって乱用であるということには直ちに言えないわけでございまして、これは非課税申告一件ごとにカウントをいたしておりますので、一人の人が少額ずつ、いろいろな金融機関に非課税枠を設定しますと、複数出てまいるという問題もございませう、郵便貯金の三億枚というのは、実は定額預金証書一枚もその三億枚の一枚に入っております。

そういうことはございませうけれども、現在のマル優なり郵便貯金の非課税制度の乱用があるというところは、これは否定できないと思うわけでございませう。さればこそ、グリーンカード制度のようなものを提案申し上げたわけでございませうが、いづれにいたしましても、先ほど来申し上げておりますように、具体的に現実味のある公平総合課税というものを議論いたします場合には、どうしても名寄せと本人確認の技術的なシステムが整いせん、非常に抽象的な公平課税論、場合によつては、先ほど申しましたように、現実的には不公平になってしまう。この辺がこの問題の一番むずかしいところでございます。技術論をこれから詰めていただいてどういふ結論が出るか、いましばらく時間をおかいたいただきたいということをお願いしておるわけでございませう。

○阿部(助)委員 それはいつごろまでに出すのです。

○梅澤政府委員 これは、法案をお認め願えませうれば直ちに税制調査会の作業に入つていただきます。私たちの希望としては、年内にも御結論をいただきたいと考えております。

○阿部(助)委員 それはどういふ方向で税調に諮問するのです。大体、皆さんが諮問すれば税調はオーケーを出すのだから大したことはない。どういふあれで出すのですか。

○梅澤政府委員 御案内のとおり、税制調査会というものは、個々の案件について諮問申し上げるという形をとっておりますんで、適宜、当面問題になりました問題につきまして、税制調査会の中で随時作業をしていただくわけでございませうが、本

件につきましては、たとえば、私どもの希望から申しますれば、この問題の処理のための御検討のための特別部会なり専門委員会のようなものを税制調査会のおつくり願ひまして、かなりの頻度でもって検討していただく。その場合に、どういう方法でこのことを大蔵省税制当局の方からあらかじめ税制調査会にお示しするというか、こうではなくて、従来の経緯を踏まえまして税制調査会では、従来とも利子配当課税の理想的なあり方は総合課税である、そのための現実的な方策いかんというところを模索されてこられたわけでございますから、そういう経緯の延長上の中で当面どういう御結論をいただくか、自由な御審議を賜りたいと考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 税調でも、いままでは不公平税制の是正とか租税特別措置は随時見直していかんとか、いろいろいいことも言っておりました。

(委員長退席、大原(一)委員長代理着席)

しかし先ほど言ったように、相談があれば会長はいい知恵を出すなどと言っておるのだから、皆さんの方がある程度サジェスチョンをすれば、大体それは出てくるのじゃないの。私は、税調の経緯を余り関知しないものだから、そういう言い方をするのだけれども、私はそう思う。ただ、いまのような程度では出てきませんよ。税金を取られるのが嫌な金持ちの連中はいっぱいいるんだから。

自民党さんは、大ぜいいると見て議員提案までおやりになるくらいだから、そんなことでは知恵は出てきません。私は、そういう具体的な問題はあれしませんが、どう考えても、この不公平税制の是正については政府は熱心ではないというところ、竹下さんには大変失礼だけれども、竹下さん、もう少し責任を感じてくれなければ困る。それが一番言いたくて私は質問を希望したのである。

というのは、どうも話を前に戻して恐縮なんでしょうけれども、これから総理にまでなろうとする竹下さんとしては、やはりこの辺で政治家としての信念を持って当たってもらわぬと、国民は政治に信頼

を失いますよ。自分で言ったことには自分で責任をとるぐらいのことをおやりにならぬとね。私は、尊敬する竹下さんだからあえて申し上げるのだけれども、大変な知恵者だそうでありまして、私も、私はそれだから言うのだけれども、政治家というものは責任のけじめだけはきちんとしてもらいたい。どうも民主主義というのは無責任時代になるんじゃないだろうか。幾ら失敗したって公約を破つてみたって、責任をとらうとしないのじゃ困るのであって、私たちも野党といえども、やはり責任問題だけは明確にせよいかねと思う。それ以上に重要なのは、政府を担当する大臣の皆さんが責任の所在をきちんとしてもらわなければいけません。どうも前に言ったことと一年もたつとすぐ話が違つてきたりするというには、私はどうしても納得ができません。それが今日、社会のいろいろな混乱を起こすものとならないだろうか。

私は、大変おこがましい言い方だけれども、やはり一番責任のあるのは政治家なんだ。政治家が責任を持ち、身を正していれば、社会の混乱とかこういう不正問題というものは、そう出てこないのじゃないだろうか。私たち自身、みんな政治家が一番身を正し、責任をとるということがなければ、政治の信頼はなくなり社会は混乱するのが当然なんだ。

(大原(一)委員長代理退席、委員長着席)

民主主義になつてから、どうもその責任が明確でない。私は、いまあなたにやめろとかやめろななというところは申し上げないけれども、あなたが法律をつくられてこれをまた延期するなんというの、私はどうしてもいただけない。それならば、いま申し上げるように、あなたは知恵者なんだから、その間こういう形で総合課税は進めていきま、グリーンカードは三年延ばすけれども、総合課税についてはこういう形でやってみますというぐらゐのことを、なぜあなたは提案しなさいのです。一つの案としては、さつき局長が言ったような分離課税三五%は低過ぎます。もう少しこれを引き上げてみたって、これは何もおかしくあり

ません。そういう点で、もう少し具体的な案を持つてこの延期の提案に臨むべきだ、私はこう思うのですが、大臣いかがですか。

か、それともそうじゃないのですか。

○竹下国務大臣 大変私にとっては責められるべきこともつとも指摘だと思います。が、私なりに、やはりいわれる分離課税三五%問題というのは、これが非課税貯蓄あるいは二〇%、そういうところへまた新たなシフトを起こすということになると、これもまた不公平を助長することにもなる。

税調に対する評価は別といたしまして、私は権威ある税制調査会と思っておりますので、そこではいままで御議論いただいた経緯はもちろんお踏まえなさつての御議論でございましょうし、そして、国会で出た御議論というものは正確に御報告申し上げて御議論をしてもらうわけでもありませんので、そこへお願いして可及的速やかにこの結論をお出しただく、こういうのが至当な姿ではなからうかと思っております。

ただ、責任問題につきましては、これはいささか見解を異にするところもございしますが、私は、責任はいかに追及されても、それに対して、いやおれの判断が正しかったと言おうなどという気持ちは全くありません。むしろ責任を持つて延期の法律案を通してもらつて、そして、税制調査会での今後のあり方について御審議をいただくというところがまた責任のとり方である、こういうふうにごえております。なかなかこれは人にわからぬだろうなと思つて、私ひとりの心の中で消化をしておるという責任論であります。

○阿部(助)委員 こればかりやっていると、次の大事な問題、もう時間がなくなるから急ぎます。が、前の渡辺大臣がマル優の廃止だなどという話をしてみたり、あなたも何かやめるような話をしてみたり、またそれを取り消してみたりというふうな形で私は記憶をしておるものでありますが、マル優そのものについては、ある意味で庶民の将来の生活の問題等も考えておられるのだが、大臣、これは廃止するというお考えはお持ちなのですか。

○竹下国務大臣 これは私が一度、予算委員会でございましたか、これは廃止すべきものであるとか、これは残すべきものであるとか、あらゆる意見を税制調査会で御審議いただく前に与えるべきでないという意味において申し上げたことでありますので、いまマル優を廃止するというような検討をしたこともなければ、また指示をしたこともないというのが現実の姿であります。

○阿部(助)委員 どうも皆さん、大蔵省には非常に影響力を持つておられると思う松田さんがたしか会長をやつておられる産業計画懇談会、この中にはこういう文章があるんだな。「およそ「預貯金」と名の付くものは、銀行預金・信託預金・郵便貯金等々のすべてを通じて、極めて低率(例えば五%)の「源泉分離の所得税」を一率に課す。その一方、「マル優」は全廃する」という提案をなさつておる。

題につきましても、自由な立場において、あらゆる角度から幅広く議論をしていただくべきものであるという基本的な考えに立つわけであり、したがって政府として、マル優をいまままでどおりするか、手直しするか、廃止するかなどについては、目下具体的な考えを持ち合わせておるわけでもなければ検討もしていないという姿勢でやはり臨むべきものだと考えております。

○阿部(助)委員 この問題をやつておると切りがないから、次に移ります。

租税特別措置ということで大蔵省は一本で出してくるけれども、租税特別措置という点では一つだけども、中身は原子力の問題もあり、中小企業の問題もあり、素材産業の問題もありというわけで、本当を言うと、これは一本一本重大なことから、別々に出してきて御審議なさるのが最高議決機関として私たちの義務もそれで果たすことになると思うんだが、どうも束にして出してこれらで、一緒にたややつてくれというのはいちよつと困るんです。まあ、これはいいですが、産業構造改善臨時措置法について御質問をしたいと思うのであります。

通産省が作成した「特定産業構造改善臨時措置法案の概要」というパンフレットを見ると、石油化学、アルミ等のいわゆる構造不況産業について「将来とも回復改善の見込みのない部分をできるだけ迅速かつ円滑に縮小する」と述べておる。そして雇用については「雇用や地域経済に急激な影響を与えることのないよう、計画性をもって過剰設備が縮小されるよう配慮」する、あるいはまた「なだらかな雇用調整」をするとか、こう書いてある。一方、特定不況産業・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案の提案理由には「今後とも一時に多数の離職が発生することが見込まれる」と書いてある。

片方は、何か労働者のことや地域経済のことも考えておるようで、企業はできるだけ早く要らない部分を切り捨てる、当然これは労働者に急速に失業が出るわけなんだ。その点では、この提案理由の方の言い方が私は本当だと思うけれども、何か片方を見ると、企業の方は急速に縮小するけれども、労働者の首切りの方はなだらかにやるなんという感じが書いてあるけれども、一体どっちがどうなのか、さっぱりわけがわからない。私は、やはりこの提案理由にある「今後とも一時に多数の離職が発生することが見込まれる」ということが本当だと思う。

要するに、この法案は、独禁法に風穴をあけ、国の手厚い保護のもとに資本については集中、これをてこにして大規模な合理化さらには産業の転換による救済を図りながら、労働者についてはかつての石炭合理化と同様に残酷に首を切るものであると私は考える。一体、どの程度の人数の労働者が解雇される見込みなのか、そしてその対策はどのようにされるのか、これは通産省にお伺いしたい。

○小長政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、基礎素材産業というのは日本経済において大変重要な位置づけになつておる産業分野でございまして、出荷額で見まして、製造業のうちで約三二・八%等々の重要な位置づけになつておるわけでございまして。そこで、私どもは、この基礎素材産業が急激な変化にならないように、なだらかな調整をしていくためにというところで、この法律を用意しておるわけでございまして。

先ほどの提案理由のところで先生おっしゃいましたけれども、その点はこういうことでございまして。もし、この法律の措置をとらなくて放置しておくならば、一時にたくさんの方の離職者、失業者が出るような事態になるおそれがあるということにございまして、そういう事態を回避するために、法律的な措置によりましてなだらかな雇用の調整をやつていきたいというふうに考えておるわけでございまして。

そこで、雇用の調整の点でございしますが、この法律では、雇用の調整に関しましては重要な配慮事項ということにしておるわけでございまして、

具体的に構造改善基本計画をつくる際には、関係労働組合の意見を審議会を通じて聴取するということになつておるわけでございまして。そしてまた、構造改善基本計画そのものの中にも、その他の事項というところの中で、雇用の安定に関する事項も取り上げられるということになつておりまして、法律の中では、雇用の安定の確保につきまして、いろいろな面でいろいろな配慮をしておるということにございまして。特に、実際の運用においては私どもが考えてまいりたいと思つておりますのは、私どもが、これから構造改善を具体的に進めていく過程におきましては、企業の中において余剰人員が存在をしておる過程におきまして、次の職業転換のための教育訓練であるとか、あるいは企業内における配置転換というようなことを進めるように企業に懇望いたしまして、具体的に離職者という形になるべくならないような配慮をしてみたいというふうな考えをしておるわけでございまして。しかし、万が一失業のやむなきに至つたというふうなことになる場合には、今度労働省の方で、従来の雇用関係二法を統合いたしまして新たな雇用立法が準備されておるようございしますが、その雇用二法と十分な連携を保ちながら、失業者につきましても万全の対策を講じてまいりたいというふうに思つておるわけでございまして。

○阿部(助)委員 あなた、これは労働者、労働組合の意見を聞くのですよ。同意を得るんじゃないんですよ。何でこんなものが保証になりますか。皆さんの方の文章は幾つかそういう点で矛盾があるんですよ。片方では、急激に出ると、こう言つておる。片方では、何とかなだらかにやるみたいな話をしておる。それで失業が出ないよう努力をする、それは努力はするでしょう。問題は、それじゃ労働者にとつて一つも歯どめも安全感もないんですよ。大量の労働者が首を切られる。そして、企業としては当然のこととして中高年層の労働者がスクラップになつていく。新しく採用するとなれば、企業としては若い人を採用していくと

いうことは当然のことなんです。この不況下で、これは労働省の関係がやるんだというお話で、後は労働者任せということになるのでしょうか。けれども、私の調べたところでは、実際に給付金だ、職業訓練だ、再就職のあっせんだということのようですが、しかし、中高年層がちょっと職業訓練を受けたからという、いま就職がそんなにスムーズにできるような世の中だとあなたたちは考えておるんですか。そんなに甘くはない。労働組合の意見を聞くのじゃないに、同意を求めるといふなら、これはまた、私はある程度わかるんですよ。意見を聞いたって、その意見は聞きつ放しじゃないですか。そんなものは保証になりません。時間がないからはいりません。

皆さんの「特定産業構造改善臨時措置法案の概要」というのを拝見いたしました。二ページ目をちよつと読んでみます。「仮にわが国経済・産業に不可欠の基礎素材の大半を海外からの輸入に依存することになれば、石油と同様に相手国の供給制限や一方的値上げなどに対して対抗力がなくなり、供給が不安定になるのみならず、国際資本から不利な取引条件を強制される可能性が大きくなる。」こう言つておる。なるほどそのとおりです。もう一つその下にあるんだけれども、時間がないから、同じようなことですからやめなす。

大臣、これはちよつとあなたのとこで関係がないのですが、これを、素材産業を日本農業と置きかえたらどうなんです。大体わかつたでしょう。安全保障の問題に、時間がないからはいりませんけれども、素材産業を農業と置きかえたらこの文章そのままなんです。

私は、そういう点で、大企業の方はこのように補助金を出し、税金はまけてやる。印紙税はまけてやる。その税金のまけ方も、これからやりますけれども、大変なやり方をするわけだ。それで、土地を新しく求めればその土地の税金はまたまけてやるという形で、まあ企業にはおんぶにだつて。ところが、農業はだんだん自由化の方向をとつておるじゃないですか。これは農業と置きかえ

と、定率法で耐用年数は大体八年が多いようですから、八年の設備をとってみると、初年度で四百億、これは償却できることになる。特別償却というのは、これは企業にとって大変ありがたいことです。私は、戦後のいろいろなあれで、日本の企業が今日内部蓄積をした一番大きなものは特別償却だったろうと思っている。そういう点からいくと、一千億の設備投資をやったときには、四百億というものがまず特別償却で初年度で行われる。

これは企業にとっては大変な恩恵ですよ。しかも特別措置は、大体ももうかなければ意味をなさないので、税金を納めるときにこれは助かることであって、税金を納めない企業にとっては、これは何もありがたがないということは私はわかるけれども、こんな高率な償却ができるのは特別な場合ですよ。なぜ、こんなにまで特別償却を認めなければいかぬのか、私には理解ができない。

結局これは、共同出資による新会社を設立し、新

規投資をしたときに生じてくるものだ、こう思う。そうして現物出資をすれば登録免許税が軽減される。

だから私は、もう時間がないから結論を出しますけれども、企業は大きくして集中をして残るけれども、労働者は首になる。企業には大変な保護政策であるけれども、労働者には何の恩恵もなくなってしまう。それを安全保障の名のもとにやっていく。私は、余りにも企業本位のやり方じゃない。

いか。こういうやり方が行われておる。不況業種、素材産業の不況の一つの大きな原因は、私は、電力料金の値上がりというか、高過ぎるからだと思う。私は、これは通産省に大臣か次官と要求したのだけれども、次官の方は国会よりもパーティーの方が大事だと見えて、堪忍してくれと言うからやめたのですけれどもね。今度油が下がると新聞に毎回のように出ているけれども、何ですか、一ドル下がると一千億もかるんという、これは

電力料金を下げることが今日の日本の経済を活性化する、素材産業をある程度生かす道だと私は思うのだが、この電力料金の問題について、通産省

はどういうお考えなのですか。

○小川政府委員 お答え申し上げます。

原油価格の引き下げ、御案内のように五ドル下げということになりました、それが電力収支にどう影響するかということがまず問題になるわけでございますが、実際には、その原油価格がどの期間、仮に下がった場合にそれが維持されるか、また、実際の電力会社がいづからその安い原油を、またあるいはC重油という形で購入する場合には石油業界を経ての取引になりますが、それがどういうふうに反映されるかということもございいます。もう一つは、電力会社そのものの経理でございしますが、資本費、修繕費、人件費等のコスト増高要因というものがございまして、それがどういふことになつていくかということ。それから、為替の変動が非常に大きく収支に影響します。出水率も同様、こういう非常に不確定な要素がございしますので、いまそれが具体的にどう電力の収支にあらわれるかというものを慎重に見きわめまさんと、電力料金の問題について云々することは非常にむずかしいという状況にございます。

しかしながら、その問題との関連で、基礎素材に何らかの措置がとれないかということに関連しての御質問だと理解いたしますけれども、基礎素材産業につきまして、ただ政策的にまけるということになりますと、他の需要家との公平論という問題がございします。しかし、何かしなければいけないという観点で私どもも検討してまいつたわけでございますが、制度としては重要調整契約というものがございまして、これは、コストの高い昼間のピークの電力を使わないで、むしろコストの安い夜間料金を使うというようにコストをすれば、コストの安いものを使う者は当然電力料金は安くしてもらえらるという意味で、そういう制度の適用は可能でございします。

幸い、基礎素材産業の多くはそういうものの活用が可能でございしますので、そういう需給調整契約の活用ということをこれまでも利用していただいておりますが、さらに今後一層活用していただ

くことによつて、できる限り電力料金コスト低減に努める、これを私どもも促進してまいることについていたしたいと考えております。

○阿部(助)委員 料金体系を何ばか検討しておるということですね。だけれども、電力会社は、油が上がつたといえはすぐ電気料金を上げる。上げるときはすぐ泣きついて上げてくる、下げるときは下げない。それは不確定要素はいっぱいありますよ。大体、為替が変動相場制なんだから、いつまでたつたつて安定なんてしませんよ。その上に、高い油の備蓄があることも承知しておる。この油の備蓄の問題の処理、これはまたこれで問題が出る、これもわかつておる。だけれども、これだけ油が下がつて新聞にはもう連日、一ドル下がると一千億もうかるなんというところがこうやつて毎日出ておる。通産省も、企業のことばかり考えないで、少しは国民のことも考えて対策を立てるべきだと思ふ。今度は電力料金や何かあつて上げるときは、それだつたら、私たちはもう徹底的に反対しますよ。その辺を考えて、早急に対策をとられること。

もう一つは、私は、この法案がこういう形で保護した場合、これは国際的な貿易摩擦の非難を受けないだろうか。それでなくても弱体な日本の緩い独禁法にまた風穴をあけるなんというところについては、私たちはちよつと納得できませんということを申し上げて、時間のようですから終わります。

○森委員長 次回は、明十七日木曜日午前九時委員会、午後零時十分理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三十四分散会

昭和五十八年三月二十四日印刷

昭和五十八年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W